

平成18年12月5日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	欠番
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
8 番	橋川宏彰	20 番	松尾征子
9 番	森田峰敏	21 番	吉田正明
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

10 番 北原慎也

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 田中義明  
局長 補佐 森田利明  
管理 係長 江口隆史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北	御門	敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	岩	田	輝	寛
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	田	中	敏	男
環境下水道課	長	亀	井	初	男
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	藤	家	敏	昭
会計課	長	山	田	次	郎
教育委員長	長	藤	家	恒	善
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		藤	田	洋	一郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農業委員会事務局長		一ノ	瀬	健	二
監査委員		植	松	治	彦

平成18年12月5日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	20 松 尾 征 子	<p>1. 庶民大増税と社会保障制度の改悪は、市民の暮らしに危機感と生活不安をもたらしている。さらに商店街や農村の衰退、店舗の閉鎖、国県の出先機関や交通機関等公的機関の撤退等は、市民生活はもちろん地域社会まで破壊するものとなっている。市民が人間らしく生活出来ない事態をつくり出している。国県の悪政から市民生活を守る市政を！</p> <p>(1) 介護保険・国保税が安心して払える様に  (2) 後期高齢者医療制度等医療制度について  (3) 安心して子どもが育てられる様に  (4) 市内交通機関について（高齢者の足がうばわれている）  (5) 地域経済活性化について  (6) 雇用と労働条件悪化について  (7) 地下水利用条例の制定を</p>
2	11 寺 山 富 子	<p>1. 教育が抱えている課題</p> <p>(1) 教育基本法改正（案）の問題点について  (2) 安心して学べる学校づくりへ  ① ADHD、LD、自閉症などの発達障害などの特別支援教育の状況  ② いじめ、虐待、不登校  ・ シグナルの見分け、対応、対策  ・ 保護者の意識  (3) 各校区の学童保育所の充実と状況について  (4) 学校、家庭、地域の連携の現状は</p>
3	3 福 井 正	<p>1. 鹿島市の防災について</p> <p>(1) 災害時の情報伝達について  ① 防災無線の改善について  ② 防災無線以外の通報システムについて  (2) 火災時の消火システムについて  ① 消火栓について  ② 用水路について  ③ ポンプ場調整池の活用について  ④ 堤の活用について  (3) 災害時の対処について  ① 災害時の行政機関、消防団、市民の連携について</p> <p>2. 鹿島市の産業活性化について</p> <p>(1) 中心市街地活性化協議会の報告書の活用について  (2) 鹿島駅前周辺再開発について  (3) まちづくり会社について  (4) 産業間の連携について</p>

順番	議員名	質問要旨
4	1 徳村博紀	1. 学校教育における学力の低下について 2. いじめの問題について (1) 昨今の自殺の現状についての所見 (2) 実態調査の有無 3. 教育委員会設置選択制について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

おはようございます。松尾征子です。通告によりまして一般質問を行いたいと思いますが、私はその前に一言だけ申し上げたいと思います。

9月議会以降、本当に国、地域、いろいろと情勢が激しく展開してまいったわけですが、特に、国においては教育基本法の問題、それから、来年の税制の問題を初め、いろんな動きがありました。それと同時に、天災として、鹿島市でも台風の被害で非常に大きな被害を受けるといような状況がありましたが、そういうもろもろの中でも、鹿島市が今大きな課題として取り上げているJR長崎本線存続問題です。いろいろありますが、きょう私は佐賀新聞を見まして、「私の主張」ということで、その記事を読ませていただきました。書かれた本人さんもお見えでございますが、ずばり申し上げたいと思います。

私たちは、交通体系等特別委員会の一員として、これまでずっといろんな形での取り組みをしてきました。そして、私たちのその活動の状況を市民の皆さんにしっかりと御報告しなくてはいけないというようなことで報告会をいたしました。多くの市民の方たちが来ていただきました。いろんな活発な意見も寄せていただきました。そういう中で、私たちとしては、9月までは議会が一致して長崎本線存続を取り組んできたわけですが、まあ残念ながら9月で数名の議員がそれから降りられたという状況ですが、それに基づいて、私たちは長崎本線の存続をということで取り組んできたと思います。私自身も、議員の皆さんと一緒に行動をしたり、地域住民の皆さんと一緒に行動をしたり、また、その私たちの念願を達成するために、この数年間、毎年国土交通省にも出かけ、その鹿島市の実態などもお知らせをしてまい

りました。

しかし、きょうのこの新聞記事を見ますと、例えば、極端な問題ですが、どこでしたかね、（「そがんことは言わじよかさい」と呼ぶ者あり）発言黙ってください、大事なことだと思います。（発言する者あり）いろいろ書かれておりますが、いかにもこのことが市の疲弊や人口が減り続けている少子・高齢化、若者がいなくなる、主な企業は武雄へ移転する、あるいは廃業に至っている。ましては、新しい企業なんて来はしないというのが書かれておりますが、これは、このことが問題じゃないと思います。このことは、これまでも推進をおっしゃる議員の方からこの場でも何度も出た問題ですが、これは、これまで長く続いた自民党政治のもたらしたものであって、ほかの何ものでもない。ただ、そういう中で、市がそれに対して少しでもよくなる方向で取り組みがなかなか進んでこないという実態はあると思いますが、その根本は全く違うものだと思います。

それから、主な企業が武雄へ移転するなんていうことが書かれておりますが、今、鹿島市の商店の人たち、企業の人たち、この大変な中で売り上げもなかなか上がらない、どうしたらいいかと、商店も閉めなくちゃいけないというような状況の中でも、皆さんが本当に、地域の皆さんたちと一緒に何となくよくしようという努力されている姿があると思います。私は商工観光課に聞きましたが、出ていった企業は今のところ知らないということです。そういう状況です。

あたかも書かれてしまいますと、それが絶対のような感じを受けるわけです。この辺についても、私はもっと実態を調べてほしいと思います。そして、武雄へ逃げる人なんてないと思います。本当に大変な状況の中で、皆さんが今商売に取り組んでいらっしゃると思います。そういうところはもっとしっかりと見ていただきたかったなと思います。

また、確かにシャッター通りは建物自体がなくなったところもあります。それから、県の予算が削られたこと自体も、鹿島市だけが特定のものではありません。周辺の自治体においてもそうです。最近、私は白石町の実態も聞きましたけど、合併をしたけれども、交付税も大幅に削られるなどいろいろと問題も出ております。ですから、私は、本当に今鹿島市民が一体となってこの問題に取り組んでいっている、ここのところをよく見ていただきたいと思います。

鹿島市民は、多くの人たちが新幹線は要らない、長崎本線を存続してくれという回答を出しました。私のアンケートでも80数%の人たちが新幹線は要らないという回答を出しております。（発言する者あり）この大事な時期に、新幹線長崎ルート建設推進に対する……

#### ○議長（小池幸照君）

松尾議員に申し上げます。通告に従って質問をお願いいたします。

#### ○20番（松尾征子君） 続

県の異常とまで思われる対応が、鹿島市の他の仕事に大きな障害をもたらしていると思

ます。このことは、財政面においても同じことです。私たちは、今、今こそ、しっかりと最初の目的に向かって、市民が一丸となって取り組んでいく必要があると思います。まず鹿島市を大きくしていくためには、ここから私は始まるんじゃないかと思います。

本題に入っていきたいと思います。

私は、これまでの庶民大増税と社会制度の改悪により、市民の暮らしが大変だということばかりでなく、これから抜け出すことのできないような生活不安がある中で、何とか少しでも暮らしがよくなるようにとの思いで通告を出しました。

ところが、その後、首相の諮問機関、政府税制調査会は、来年度の税制で答申を出しました。私は大きなハンマーでがつんと頭を一発殴られた気になりました。皆さん方も同じ思いをされた方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。つまり、答申では、庶民に対してお金がないからといって、定率減税の来年度全廃による増税を、史上空前のもうけをしている大企業には減税です。これまでも庶民には定率減税の減額などの税制を押しつけ、大企業に対する法人税などは手をつけず、そして、今回の答申は、企業に対しては減価償却制度の拡充などを盛り込んだほか、既に40%にまで引き下げされている法人実効税率について、引き下げの問題が提起されたと言っています。諮問機関の会長は、総会後の記者会見で、引き下げの方向で検討すると合意したと言われたそうです。安倍政権と財界は、もっと企業減税をやれの大合唱ではないでしょうか。

ちなみに、庶民には、小泉政権の3年で3.5兆円の増税が行われたと言います。その上に、来年は所得税、住民税の定率減税の全廃により、一定7兆円の増税が庶民にかかってくるようになっていきます。特に、高齢者にも雪だるま式に住民税と保険料の負担がふえ続けてくるわけです。庶民を苦しめるのはそれだけではありません。生活保護者に対する制度の後退。母子家庭も07年度から母子加算を段階的に撤廃する方針を決める。それから、高齢者を直撃するような後期高齢者医療制度の新設、医療改革などが、挙げればきりがありません。商店街や農村の衰退、店舗の閉鎖、国、県の出先機関や交通機関など公共機関の撤退などは、市民生活はもちろん、社会まで破壊することとなっています。収入はといえば仕事はない。あっても生活できる収入の保障は十分でない。年金は下がる。もちろん、無年金者も非常に多い今日です。人が人間らしく生活できない実態をつくり出しています。国や県の悪政から市民生活を守る市政を、今こそみんなで考え、取り組んでいかななくてはいけないと思います。こういう中で、私は通告した分の質問をしたいと思います。

まず、介護保険料、国保税が安心して払えるようにという問題ですが、この問題では、私は9月でも取り上げてきました。介護保険料が高過ぎる、一遍に上がったもんねと、どこ行っても多くの市民の方たちから聞きます。さらに、介護保険については、保険料が上がっただけでなく、受けるサービスについても後退しています。私に取り組んだアンケートの結果でも、49.4%の人が介護保険料利用料の引き下げをという回答を寄せておられます。さらに、

38.7%の人が国保税を引き下げしてほしいという回答を寄せてもらっています。

9月議会において、減免措置などの今の制度を市民に十分に知らせていくなどという回答をいただきましたが、それにしても、市民の今日の経済情勢の中で、介護、国保の負担が余りにも重いという実感をされています。特に、国保については、どうしても払えないときは仕方なく滞納ということもありますが、黙っていても年金から引き落とされる介護保険税についてはどうにもならないというところです。

まず、ここは市長にお尋ねをしたいと思います。市民が今介護保険税、そして、国保税が高過ぎる、何とかしてもらいたいと願っているこの現状をどのように受けとめられているのか、率直にお答えいただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度についてです。

ことし6月、医療制度改革法が可決、成立しておりますが、これにより、例えば、ことし6月からは現役並み所得の75歳以上は窓口負担が3割に上げられました。さらに、2008年4月からは、低所得者も含めて、70歳から74歳の窓口負担が3割に値上げされることとなります。医療改悪についても、お話をしたらきりがありませんのでこれで終わりますが、改悪法の中でも、後期高齢者医療制度について質問したいと思います。

75歳以上を後期高齢者と言うようですが、この人たちを国民健康保険や組合健保から脱退させて、後期高齢者だけの独立保険をつくる制度改革といいますか、改変ですね、これが盛り込まれています。これにより、家族に扶養されている人も含めて、すべての後期高齢者、つまり75歳以上の方が保険料を年金天引きで徴収されることになるわけです。対象は年金額15千円以上だということですが、今回、これに関連した条例も提案されておりますが、都道府県単位の広域連合で運営され、保険料は介護と同じ広域連合により異なるということですが。全国平均の月額、激減緩和を盛り込んでも年間60千円。軽減措置抜きでは平均72千円と聞きます。多くの高齢者が、毎月約10千円を天引きされるということになるそうです。さらに、保険料の滞納者には、国保と同じように、短期証や資格証明書が発行されるということです。

これまで、後期高齢者には、障害者や被爆者と同じに、短期証や資格証明書は発行できなかったのではないのでしょうか。医療保障なしでは生きていけない弱者から保険証を取り上げるという許せない法律が決まったわけですが、市長、まずこの法律について、市長はどのように受けとめられているのか、お答えください。

次に、安心して子供を育てられるようにという件です。

この数カ月間、子供を取り巻く情勢は本当に許せないことばかりです。親が我が子を傷つけ、殺害する。子供同士のトラブル、いじめ、未成年者による弱者いじめや殺害。毎日ニュースに出ない日はないと言っていいくらいです。仕事などで子供と一緒にいることのできない親にとっては、毎日心配の中で過ごしている人が少なくありません。子供をストレスのは

け口にするような、卑劣な、残忍な犯罪が相次ぎ、一方では受験偏重の教育、学校や家庭から受ける過度のストレスの中で、子供たちが安心して過ごしている姿も、場所も本当に少なくなってきたと思います。

子供の安心・安全という、ともすれば命や体の安心・安全という防犯的な点が強調されるのではないかと思います。しかし、学校や家庭だけでなく、地域でも、子供たちが心を開いて安心して話したり、いろいろな人との関係を結ぶ、子供も大人もわくわくできる居場所が私は必要だと思います。そういう面では、放課後、子供たちが過ごせる学童保育所がやっと全地域的に実現することになりました。本当に長い道のりでした。しかし、これもまだ十分なものとは言えないと思います。今後さらに充実させるとともに、地域においても、地域ごとに児童館などというように、地域で子供が集える場所の確保が望まれますが、いかがでしょうか。

さらに、子供にとって一番大切な健康の問題ですが、8月から子供の医療費、就学前まで半額補助ということになり、子供を持つお母さんから喜んでいただいております。が、やはり全額補助を急いでもらいたいと思います。

少子化が予想を超えて進行して、家庭をつくり、安心して子供を生み、子育ての喜びを感じることでできない環境が今あるのではないのでしょうか。内閣府の調査では、少子化対策要望の第1は経済的支援措置となっています。

今、鹿島市は、長崎本線存続で頑張る市長のいる市として、全国の人が見て、そしてエールを送っています。今度は、子育ての日本一しやすい市として、全国が注目する子育て政策に取り組む、その手始めとして、まず就学前医療費の完全無料化を早く取り組んでいただきたい、私はこう思います。市長は段階的にということをおっしゃっておりますが、もう待つことはできません。どの時点で完全無料にしようとお考えなのか、まず、市長お答えください。

次に、市内交通機関についてです。

これまで、能古見地区など祝祭日のバスの運行や本数をふやすことなどについて再三質問をしてきましたが、いまだに解決に至っておりません。さらに、私はほかの地域でも極端に減らされ、高齢者の方が大変困られているという実態を知りました。

北鹿島での出来事ですが、早朝私はピラマキをしておりましたら、お願いしていいですか、朝がバスが1本だから、午前中あとありません。本道に出るまで私の足では45分から1時間かかるんですよ。車に乗せてくれる人があればよかとですけど、そうでない人は病院に行くのも大変ですと。そうそうタクシーばかりは使えないですとおっしゃいました。

私もよく行く土地で、その地域のことは十分に知っていると思いましたが、普段は自分の車を利用するので、特別にバスの本数が激減したことも十分知らないし、こんなにお年寄りがお困りになっていることに気づかずにおりました。本当に申しわけないと思う気持ち、恥

ずかしい気持ちになりましたが、それよりも何としても、何とかしなくてはいけないと思いました。もちろん、このことはここだけではありません。先ほど申しました能古見、そして古枝、七浦、鹿島。鹿島市でも中心、私の住んでおる高津原地区でも必要な地域です。今日の全市的なこの実態を、私は早く解決していかなくてはいけないと思っておりますが、この件についてどのようにとらえられているのか、まずお答えください。

次に、地域経済の活性化についてお尋ねします。この問題は1点に絞って私は質問したいと思いますが、住宅リフォーム助成制度についてのお尋ねです。

この問題も、9月議会で取り上げました。そのときの答弁は、関係業者さんとも話し合いながら研究していつてみたいとお答えになったと思います。恐らく、研究していただいているものと思いますが、業者と話し合うのも大変でしょうが、これは市が制度をつくれればよいことです。

9月にも言いましたが、高齢者の方がほかの県の悪徳業者などにひっかかった例なども私はたくさん見てきました。相談もたくさん受けてきました。私が提起しておりますのは、市内の業者に頼み、そして、それに対して市が補助を出すということです。

私はここに都城市の参考例を持ってありますが、ここも、どういうことかといいますと、例えば、補助対象は住宅の修理補修、改築及び増築のための工事。それから、壁紙の張りかえ、屋根、外壁の塗りかえなど、住宅の模様がえのための工事など、それから、住宅に附属し、かつ、補助事業などの所有する土地における自家用駐車場の設置、修繕、または補修のための工事ということで具体的に挙げられているわけですが、要はどういうことかといいますと、これは補助金をどういうふうにして出すかということです。補助金の額は、定めるところにより補助対象工事に要する経費の、ここでは15%に相当する額となっています。当該15%に相当する額が150千円を超えるときは150千円とするということで、頭打ちの補助になっておりますが、こういう対応をしながら取り組んでいるわけです。全国的に見ますと、補助率が10%というところもありますし、これはいろいろその財政状況にもよるものだと思います。

私が特に申し上げたいのは、こういう取り組みの中で、地域の経済効果が非常に上がってきたという実態があることですね。例えば、平成15年7月から16年3月までですが、補助金が73,467千円に対し、そうやって工事費が693,580千円というように、そういう形で上がっております。生産誘発額というようなことで書かれておりますが、これは1億円を超えておりますね。そういう形で、本当に一つの市の取り組みが地域の経済に大きく反映をしている。特に、今建築関係などは仕事が非常に少なくなって、皆さんたちがどうしたらいいかというような状況にもあるわけですね、そういう中での私は取り組み、ぜひこれはやっていただきたいと思っております。

次は、雇用の問題ですね。

ことしの流行語とも言われているワーキングプアですね。格差社会の根本問題の一つと言われているわけですが、それはまじめに働いても働いても貧困から抜け出すことのできないような人が大量にふえて社会問題化している。つまり、ワーキングプアと言われるものだと思いますが、この問題についてはNHKの番組でも特集され、多くの人に大きな衝撃を与えたと聞いています。

この件については、安倍総理も、共産党の市田忠義書記局長の国会質問の中で答弁に立ち、フリーターなど若者を中心に低所得者の非正規雇用が増加していることは、これは将来の格差拡大につながっていくわけでありますので、十分に注意が必要であると認識しております。そのために、ワーキングプアといわれている若い方々が非正規社員から正規社員に移っていく可能性をもっと拡大していく環境をつくらなければならないと思っておりますと、こうお答えいただいております。

9月議会の寺山議員の答弁では、正規社員が非常に多いように受けとめましたが、その正規社員の位置づけがどうなっているのかなという疑問も私にはありますが、そういう状況、そして、さらに今問題になっているのは偽装請負ですね。鹿島市においても、直接その犠牲になっておられる方、また、そのような仕事をされる方を私も知っております。さらに、派遣社員による雇用。このような雇用体系が横行することで、働く人たちは安心して働けないのはもちろん、安定した収入も得られないということになっています。さらに、サービス残業も大きな問題です。最近になって、やっと佐賀県内の企業でも、未払いの残業代の問題を新聞紙上で見るようになりましたが、鹿島地区においては、サービス残業は当たり前のように受けとめられている部分もあります。

ここでお尋ねをしたいと思います。まず、市当局も市内企業との話し合いなどを持たれているわけですが、鹿島市におけるサービス残業を初め、雇用者の労働条件の実態がどのような形で論議をされているかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、地下水利用条例の制定をということで挙げておりますが、この件については、水道決算のときにも私は申し上げましたし、ほかの議員の方々からも数名おっしゃったと思いますが、今鹿島の企業、あそこは工場団地に入っている企業で、上水道を利用されていない方は、みずから井戸を掘って、その水を利用されておられるわけですね。そして、それに対しては、利用料金とかまあどういう形であるにしても、ただの水を使っているというのが現状だと思います。

今、鹿島市としても、非常に財源が大変だということで、いろんな形で財源のやりくりをと取り組んでいる中で、私は決算でも申しましたが、何とかその地下水の利用に対してのお金を取るべきじゃないかという発言をしましたが、これはそういうことはできないんだということをおっしゃっていましたね。私もいろいろ調べてみました。そして、そういう中で、全国的には地下水を保全するという立場に立っているような取り組みをされているということ

がありました。私は、それに対して料金が取られているよと言いましたら、それに対しては料金が取られてなかったようです。私の勘違いでしたが、しかし、ここでやっぱりはっきりしておかなくてはいけないのは、水道料金が高いということになると、やっぱり力のある人は、井戸を掘って、みずからがその水を利用するということもできるようになるわけですね。一時、塩田町では、水道料が高いということでどんどん井戸が掘られたという経過も私も見てきましたが、そういう状況になったときに、私は地下水の問題がいろいろ出てくるんじゃないかと思います。

以前も、ダムがつくられる前は、地下水がだんだん冷房その他のくみ上げで、地下水が少なくなっていくというような話もありましたが、特にそういう形での問題が出てくる可能性もあると思うんですが、そういうことになりますと、ほかのところで作られているように、地下水利用の制限をどうしていくかという取り組みもしなくてはいけないと思いますが、それと同時に、企業に対しても、幾らかは水道水の利用を例えばしていただくような、何%ぐらいはできませんかというようなお願いをしながら、鹿島の水も使っていただくと、水道水も使っていただくというような、私は対応をしてでも企業の方に協力をしていただくことが今、財政面からも大事じゃないかなという気がしましたので、これをあえて提案をしております。その点についての、まずお答えをいただきたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

答弁求めます。岩田保険健康課長。（「市長でよかです。冒頭は市長から答弁いただきたい」と呼ぶ者あり）もとい、桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

御質問がありまして、私は部長、課長が答えて、それを聞きながら、ちょっと自分の考えをまとめたい部分もありましたので、全部が全部、私がまず最初にお答えするということがないませんが、お答えできる分については申し上げたいというふうに思います。

まず、1番目の介護保険、国保税が安心して払えるように、まあ高過ぎると。これは、やはり、市民はいわゆる税、あるいは保険料、これも安い方がいいというふうにもう決まっているわけですし、私たちも安くできるように努力をしているわけでありまして。

ただ、現実には、保険ですので、これは保険の中の医療費というものが会計の中のほとんどを占めております。したがって、経常経費等を、これを削減する余地というのをわずかに限られておりますので、かかった医療費に対して、それに見合う保険料をどうするかと、こういう会計の中身の相関関係になります。したがって、今、医療費が高くなっていると、それに見合う保険料をお願いせざるを得ないというのが現状であります。やはりこれをやるには、医療費の高騰というものをどう抑えていくか。あるいは、この医療費の高騰も、主に若年層より高齢者、特に、後でちょっと申し上げますが、後期高齢者の医療費が増嵩しております。こういうことによって、非常に保険者としての財政の基盤が不安定になってい

る、こういう状況でありますので、鋭意今後も市民の要望にこたえるように努力をしていくと、これに尽きると思います。

それから、後期高齢者医療制度の問題であります。これは、先ほどちょっと言いましたが、重複いたしますが、高齢者の比率がふえている、しかも、高齢者の医療費が増嵩している。こういう状況の中で、保険者というのは、規模が小さかったら非常にその年その年の変動に左右される、財政基盤としてですね、こういう状況がまず目の前にあります。こういうことを解消するには、まず保険者の規模を大きくする、こういうことであります。したがって、県内一保険者、これを連合というやり方でやるということでもありますので、私は自身は、これは、今回の法律というのはやはり適当なやり方であると、大まかに言えばですね、そういうふうに思っております。

それから、安心して子供が育てられるように、乳幼児医療費の全額助成をと。これも、当初福祉事務所長の方からお答えをいたすというふうに申しておりますが、後でまた答弁いたすと思いますが、今回半額ということで、就業前の子供たちに医療費の助成をとということでやりました。

今まで、前回の議会でも申し上げておりますように、私どもとしましては、これを早く全額助成にもっていきたいという気持ちを持っているわけでもあります。ただ、今の状況の財政の全体をながめてみますと、要するに投資、この分を削ってでもこれをやるか、そういうのが一つの判断になってこようというふうに思っております。

それから、市内の交通機関の赤字路線バスの問題であります。私はこの問題を眺めるにつけ、中身をいろいろ要望にこたえるように我々も議論をしているわけですが、それについても、今度の長崎新幹線の経営分離後の三セクの将来を暗示しているような気がして仕方がありません。赤字路線バスも赤字がずっと続く、そうしますと、国、県も助成の金額をどんどんどんどん縮小してきております。市は何とかそれにこたえるべく、こういう財政が厳しい中でもやっているわけですが、これが将来本当にこのまま続けていけるかどうか、私たちも心配をしております。そういう中でも、何とか要望に少しでもこたえるように努力をしなければいけないというふうに思っております。

それから、5番、6番は、ちょっと済みません、担当の方からまずお答えをさせていただきます。

7番目、地下水利用条例の制定を。これは松尾議員から前回の議会終了後にも、全国の例として、地下水の保全、そういう観点からいろんな条例もありますよという一つの資料もいただきましたので、早速その資料を添えて、水道課長の方にそのあたりのことを調査するよという指示をいたしまして、調査をしております。それについて後ほど課長の方から答弁をいたさせます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私の方からは、松尾議員の3点目の御質問の中で、学童保育所の関係と、あと乳幼児医療の市長の答弁以外の部分についてお答えをしたいと思いますのですが、まず学童保育所、私たちは放課後児童クラブという表現をしておりますが、議員の御質問の中にございましたように、来年4月から今までの3校以外の4校の新設、それから明倫校区の増設を計画しております、現在、それに向けての実施に向けた準備をしているところでございます。具体的には、11月中に希望調書をとって、今取りまとめをしている段階でございます。

場所等につきましては、児童館のお話もございましたが、場所については、ある程度の校区内での適当な場所を決めております。ほぼ決定をしているというところで、最終の詰めの段階に入っているところでございます。

続きまして、乳幼児医療費助成の件につきまして、市長の方から大筋といいますか、今後の方針については答弁がございましたので、それ以外の部分ということで、県の状況について御説明をしたいと思いますのですが、県の方でも乳幼児医療費の助成というのは重要な課題であるという認識をしておられます。それで、今までの実施している3歳未満の医療費の助成、乳幼児医療費の助成を拡大する方針で現在検討がなされております。今年度中には一定の方針を打ち出されるという予定になっております。このこともあわせて、今後検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の5項目目と6項目目につきまして、お答えをいたします。

5項目目の地域経済活性化の住宅リフォーム助成制度についてのお尋ねでございますけれども、都城市の例を挙げられまして、大変経済効果があるという件についてでございますが、現在、県内の状況でございますけれども、佐賀県において住宅リフォームが行われております。これは県の材木を使った場合とか、耐震改修の場合とか、バリアフリーの場合などに限度額を250千円ということで行われております。

現在、鹿島市においては、住宅リフォームの助成制度は行っておりません。今後は、第4次総合計画の中の基本計画の見直しの中で定住促進、その中で、空き家民家活動などという項目を上げておりますので、そういう中で研究をしていきたいと思っております。

それから、6項目目のサービス残業の状況でございますけれども、これは佐賀労働局の武雄労働基準監督署でお聞きした数字でございますけれども、県内全体では、昨年度が30社ご

ざいまして、192,870千円の割り増し賃金を払ったということでございます。これは対象人員が3,166名あったということでございます。

それから、定期検査の結果でございますけれども、昨年が1,162社を監査した結果、是正勧告は188社あったということで、全体で16.2%ということでございます。市町村別のデータ等はございませんけれども、鹿島市内にもこういうふうな例はあったということでお聞きをいたしております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

藤家水道課長。

**○水道課長（藤家敏昭君）**

地下水利用条例についてお答えいたしたいと思えます。

御提言いただきました資料の中身について見させていただきました。

この条例につきましては、県条例と、それから市条例、それから、ある町の条例でございましたけれども、県条例と市の条例につきましては共通点がございまして、議員先ほどおっしゃいましたように、環境保全の面から地下水の水質の保全と、それから水量の保全というような項目で条例がつくられております。

水質の保全につきましては、独自で水質保全目標を設定されておるところもありますし、県条例等にのっとりた形もございます。

それから、水量の保全につきましては、地下水の採取についての井戸の設置にかかる届け出の条文とか、それからその井戸にかかる水量測定器の設置、または、それと地下水の採取量の報告等も義務づけられている中身でございます。

それから、ある町につきましては、ここは水道水源が表流水を使っておられまして、その水源、取水口の周辺地域に産業廃棄物等の埋め立て等問題が発生したというような経緯から、その取水口の周辺について水源保護地域に指定されたといった内容でございます。いずれにしても、企業の方で私どもの水道水を使っていただければ私どもも幸いでございますけれども、企業の方では経済性とか合理性等の観点からそういった地下水利用を判断されていると思っております、現実的には使っていない企業もございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

ただいま、冒頭市長の方から御答弁いただきましたが、私はいずれにしても、非常にいつも残念に思うのは、まず、もちろん市長は市をうまく運営していかんといかんというのが一番根本にあると思えます。だから、経営がどうだとか、数字的な問題がどうしても先に出て

くるんですね。私は、今のこういう中で、市民の人たちがどういう状況にあるのかと。もちろん、おれは知っておるばいとおっしゃるでしょう。そういう実態というのは全く出てこないですよ。非常にそこが残念です。やっぱり、そういう中から今一番何をしなくちゃいけないかというのが私はおのずから出てくるんじゃないかと思うんですよ。

例えば、私は、けさちょうど出てくる前に、あれはどこのテレビでしたかね、夕張の問題が出されておりました。ごらんになってきた方もあると思いますが、夕張がもうとにかくまちが立っていけない状況になったその原因が、いろんなのが究明されておりましたが、それにあわせて、炭鉱地であっても見事それを乗り切って、今すばらしい町に発展しているという伊達市のことがあっておりましたが、あそこも市長のお話聞いていますと、最初はうちと全く変わらんやっただじゃないかと思います。市長が、人に会いさえすれば、そこも夢も希望もなかというような言葉を言われるようなことをおっしゃっていましたが、そういう中で何を取り組まれたかということです。あそこは、やっぱり福祉ですね。夕張は観光が中心やったですね、あれはもちろん、国がどンドンどンドン箱物つくらせて、なんか11件ぐらい銀行からお金が行っていたというのがきょう言っていましたかね。ところが、その伊達市では福祉をということで、市長が重点的に福祉に取り組まれた。その中身のいろいろもうずっと放映されておりましたが、そういう中で、全国から今移り住んで来られる方がたくさんあるということですね。ですから、人口もふえておりましたし、きょうも何世帯か一緒に来て住んでいらっしゃるところありました。そこは、先ほど私は交通機関の問題も言いましたが、乗り合いタクシーをやるとか、それからいろんな施設にしても、福祉の施設がよく準備をされているとか、いろんな形での放映があっておりましたが、私はこれまでも、地方の行政はまず福祉だと、福祉を充実すればいいじゃないかというようなことも言ってきました。ややもすれば、福祉をすれば金がかかるんだと、福祉福祉といえは金ばかりかかるばいとおっしゃる方もあります。しかし、例えば高齢者が、そこに高齢者福祉が充実したことで、高齢者がたくさん集まったとするならば、その高齢者の方たちに対する衣食住、いろんな問題がかかわってくるんじゃないですか。高齢者がここにいっぱいになったからって、高齢者だけで生活できるわけないですからね。そういう面で、先ほど市長が国保の問題についても、介護保険の問題についてもおっしゃいましたが、まさに運営面だけから見られているんですよ。その辺、私は市長にどうして先にお答えくださいと言ったかということ、今の市民の実情と、そういうのに絡めて、私はまず言ってほしかったんですよ。それがどうなるならんかは別として、そりゃ十分に、おれは知っておるとおっしゃるかもわかりません。しかし、まさにそうではないと思うんですよ。

まずお尋ねをしますが、国保の問題でお尋ねをしたいと思います。本当に今、滞納の問題ではいつも、決算のときも滞納問題が中心になりますが、少し私も調べてみました。どうところが滞納世帯多いかということでちょっと調べてみましたが、全体的に見まして、所

得の低い階層が滞納が非常に割多くなっているというのを私は数字的に見えています。ここで言いませんが、ずっと区分がされておりますが、そういう状況ですね。そして、この一番所得の低いところというのは、既に減免措置もされている階層ですよ。にもかかわらず、そういう状態にあるということですね。そして、滞納をすれば資格証明書なり、短期証なんていうのがやられるわけですよ。

つい先ほど、これもテレビ、皆さんもごらんになりましたかね、今NHKが特集をしていると思いますが、この国民健康保険税が保険料が高くて払えないというような番組がありましたね。この中で福岡県の実態を取材してあったわけですが、福岡県のあるところで、結局医療保険、いろんな問題を持った方なんかも出ておられました。結論として、その取材されたところでは、資格証明書の発行をやめた。資格証明書を発行しても収納率は上がらんやっただいようなことですね。どうですかね、今、鹿島市が資格証明書を発行することで収納率は上がっていますか。課長さんたちが夜おそくまで、職員の人たちが収集に行かれるわけですが、そういう形で上がっていますかね。そこでは何をなされたかという、少しでも入れてもらうお金が入ればいいということで、短期証の発行に切りかえたという、そういうことが言われていたわけですが、今この国保料が高くて払えないというのはもう鹿島だけの問題じゃない、全国的な問題ですよ。私と同じように、まあうちの仲間もあちこちでアンケートの調査しておりますが、本当にトップか2番目にこの問題来ています。それくらい大変ですね。だから、これは私いつも言いますが、根本の問題は、国がやっぱり十分なお金を出しておった分を出さんようになったということから始まっておるわけですが、それと医療費の高騰というのがありますね。そういう医療費の高騰があるとか、薬剤が高いからとかいろいろ言う中で、何度も私は申しますが、そういうところには全くメスが入れない。もうすべて弱い、どうしようもない庶民に対してしわ寄せが来る。そして、国保料が高いだけでなく、じゃあ医療を受けようとした場合にどうかという、医療を受けようとしたその医療費も非常に高くなるという状況にあるわけですね。そういう状況にあるわけで、まずそのところでお尋ねをしますが、国保税の滞納によって、今どれくらいの資格証明書が発行されているのか、まずお答えください。

**○議長（小池幸照君）**

北御門税務課長。

**○税務課長（北御門敏則君）**

お答えいたします。

国民健康保険証の資格証、それから短期証明書の保険証の交付状況ですけれども、ことしの4月1日現在ですけれども、資格証が180、1カ月の短期が210、3カ月が103、6カ月が41です。それで、これが9月になりますと、資格証が114、1カ月が221、3カ月が104、6カ月が31です。こういうことで、4月1日現在では、資格証が9月と比べて約70件ほど少

なくなっております。これは、納税相談等々で資格証から1カ月なり、3カ月納付をしていただいて、1カ月から3カ月の保険証に変わったというふうなことになっていきますので、この資格証、それから短期の保険証については、徴収率は我々としては効果があるというふうに認識はいたしております。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

福祉の充実こそまちづくりの基本的なものであると。私もその姿勢で一貫して就任以来望んでまいりました。国保税につきましても、後ほど課長の方に答弁いたさせますが、一般会計からの繰り出しは、相当額既にやっているんですね。これは、まあいわばフォーマルな形といたしますか、こういうことでやっておりますが、これ以上どうかということになるわけですが、やはり、まず財政的に非常に厳しいということもありますし、また、広域圏とか、あるいは県全体でやる場合に鹿島市だけできるのかという問題。あるいは、結局、社会保険等の被保険者の人との問題、こういうことが、まあこれは御存じだと思いますので、あえて詳しくは申しませんが、そういうことがありますので、今の状況でいっぱいということでもあります。

それから、この福祉の充実こそまちづくりの基本ということではありますが、私もそれやっておりますということで、この数字的なもので中身はいろいろありますが、私が初めに市長に就任をいたしました平成2年度と17年度決算の比較を申し上げます。

まず、この福祉関係に対する予算配分の率が、平成2年度は11.2%でした。これが平成17年度には27%に上がっております。金額にして、平成2年の11.2%というのは1,825,000千円です。一方、平成17年の27%というのは3,140,000千円。これだけやっばり福祉面にどんどんどんどん充実を図っていったということになりますので、今後も苦しい財源の中でもこういう福祉重視という政策は、やはり今までどおりやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

ただいま市長の方から福祉中心のまちづくりということを一貫してやってきたというような御答弁がありました。そして、今数字的に平成2年と17年ということで、確かに数字的には18億円から31億円ですから非常に大きいわけですね。ただ、その中で、独自の政策的なのがどうだったのかと。例えば、高齢者がふえることに関して医療費も上がってきたでしょう。それから、生活苦の中で生活保護の実態も変わってきたでしょう。いろんな形で、それからいろんな制度が国、県でつくられたことによって取り組みをするという、確かにふえてきた

ことでいいと思いますが、本当に、じゃあ市民が実感できるようなことがあったのかということをお私たちがもう一度検証することが大事じゃないかと思うんですよね。特に、私も、市長の就任の間3年間はお休みしましたが、ずっとともに取り組んできたわけですから、その流れを見ております。いまだに、私が同じことを繰り返すこの場で言わなくちゃいけないような事態もあるわけですね。それはもう事実ですね。だから、本当に、ああこっだけ、さすが、やっぱりようなとんもんにゃというような分が見えないというところがやっぱり残念ですね。だから、そこところを今後どう取り組んでいくのか、自己満足だけではどうしようもない。市民が本当に、ああこれだけお金を使ってもらったんだという実感を私は持つような政策をすべきだと思います。

それから、国保税についても、確かに一般会計からの繰り出しはしてもらっているわけですね。以前は、ずっと基金からの繰り出しということで、鹿島市もどんどん基金を切り崩して、国保税の値上げをずっと、あれは矢野市長のころでしたかな。そういう形での取り組みなんかもされてきた、事例も知っていますがね、今そういう中で基金ももちろんないし、やらなくちゃいけないわけですが、そこで私は、今こういう市長のお答えがありましたので、ちょっと提案をしたいと思うんですが、先ほど私が申し上げましたように、例えば、所得が330千円以下の階層というのは非常に多いんですよ、滞納率というのは多いです、数字私聞いておりますので。ですから、例えば、全体的にじゃなくても、徐々に一番大変な階層なんか手だてをするというようなことだって私は考えられると思うんですよ。それは、もちろん全体的に引き下げをする方がベターですよ。しかし、そうでなくて、今、特に介護保険の問題とか、それから今度からは後期高齢者制度というのでも出てきますから、嫌でも引かれてくるというような状況になるわけで、そここのところでやっぱり何か対策をとらないと、本当にもう息つけませんよ。もう、私たちがよくお年寄りの方と買い物に行きますよね、一緒に乗せて行って。お野菜一つ買うのも、本当にもう涙の出る思いですよ、横におりまして。もちろん、私たちが今楽ではないですよ。しかし、もっと大変な状況、1日幾らと割り振りをしながらやられるわけですよ。「こればうまかごたっけん買わんね」って言うたっちゃ、「うんちょっとね、予算の」と、そういう実態というのがいっぱい周りにありますね。そういう人たちが、本当にああやっぱりよかったばいと、こがしこ大変税金ば使うってしてもらおうおかげで私たちは助かりよるばいという、そういう実感が出るようなそういう政策はできないでしょうか。そういう面では、国保税についても、全体的な引き下げももちろん大事です。それと、一番大事な部分に、大変な部分にメスを入れるというようなことは考えられないでしょうかね。先ほど市長のお答えがありましたので申し上げますが、その辺について。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

確かに、今議員おっしゃられるように、330千円以下の所得の方の滞納率というのが相当数いらっしゃるわけですが、ただ7割軽減という措置がございまして、この7割軽減につきましても昨年17年度の——ことしからですか、済みません、18年度から保険税の改定を行っていただいたわけですが、それで1人世帯の方の7割軽減の世帯が、17年度は18,600円が16,700円、今年度がですね、それで1,900円のマイナス。それから、2人世帯になりますと、同じく7割軽減で、これまでが30,300円だったのが26,700円と、マイナスの3,600円負担が少なくなっているというふうなことで、今回の、ことしからの保険税の改定につきましては、応能と応益割をそれぞれ見直していったということで、均等割、平等割についてはこれまでよりも減になっているということはお知らせをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほど、資格証明書の発行の件で、4月と9月の比較をされておっしゃったわけですね。そして、収納の努力がされればこういう形になるんだとおっしゃいました。確かに、払いきっても払いに行き忘れとか、なかなかそういうあれがなかったということで払わずにおって、行かれたら払う人もあると思いますが、やっぱり再三の催促の中で、本当に大変な状況の中で借り入れをしたりしながら、ほかの分は削らなくちゃいけない中で払っている方もあるんですね。現にそういう人も私も聞きますが、そういう実態なんですよ。特に、保険証というのは命ですよ、命ですよ、市民の。それを、やっぱりできないからということで取り上げるということ、私はこれは許せないもんだと思うんですね。もちろん、国が最近になってから義務づけましたね、以前は義務づけしていませんでしたよね。そういう国自体のあり方も許せないわけですけど、しかし、国が義務づけているにもかかわらず、テレビで放映されたように、ある地域では資格証明書を発行したからといって収納率が上がるわけじゃないんだと。上がったというのは努力されたから上がったわけですからね。だから、そういう状況の中で取り組みをされているものもあるわけです。やっぱり大事な命である保険証は、ぜひ私は配付をするという立場に立っていただきたいと思いますが、もう一度、どうしてもできないものかどうかお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

国民健康保険証の短期保険証の交付についてでありますけれども、これにつきましては、

今議員おっしゃられるように、どうしても保険税を納めることができないという方も確かにいらっしゃるって、保険証をどうにかしてくれというふうな方がいらっしゃるというのは、当然我々も承知をいたしております。それで、我々としても、その人その人に応じたような対応で、我々がしゃくし定規に、おたくは税金を納めておりませんのでもう一切保険証は交付いたしませんというふうなことの取り扱いというのは行っておらないつもりで、その方その方の状況に応じながら、相談に乗って、保険証の短期交付についてはお願いをしているところです。ただ、そういう中でも、やはり幾らかでも御相談できる余地があれば納めていただくというふうなお願いは同時に行っているところであります。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

テレビでも言ってあったわけですが、もともと保険料を払えない人に、10割立てかえて払えと、これは本当に乱暴な話だということをテレビでも言っていましたよね。そうですね、保険料が払えないで10割というのは。もともと国保料が高くなった原因は、何度も申しますが、国が負担割合を減らしたということなど、それから、医療費の高騰その他にあるわけですからね。その辺をやっぱり私たちがとらえる必要があると思います。

それから、そのテレビの最後のコメントなんかも、今格差がこんなに広がっているときだからこそ、経済的に弱い人への必要な医療を保障するというのは大事だというようなそういうコメントもあったと思います。これは、本当に市民の命のかかった大事な問題ですので、ただ単にお金がないということで市民だけに負担を覆いかぶさせるということは私はやってもらいたくないと思います。これからの大きな課題だと思います。

次に、ちょっとこれだけしたら時間がありませんので、次は後期高齢者医療制度についてお尋ねをしたいと思います。先ほども申しましたように、今回は、とどのつまりは、一般の保険から75歳以上、後期高齢者を切り離して制度をつくるというわけですが、そういうことによって、私はほかの、今大変になってきた保険行政が正常化をすとお考えですか。その辺まずお答えください、後期高齢者医療について。（発言する者あり）国保とかいろんな憲法から外されるわけでしょ、75歳以上はね。そこの経営が大変だから外すということでしょう、別にね。そこのことを外すことによって、ほかの保険が少しでも正常に戻るとお考えなのかどうか。

**○議長（小池幸照君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

20番議員の後期高齢者医療制度が発足することによって、他の保険への影響はどうかと、

改善されるのかと、財政的に、そういう御質問ですけれども、まず、その前に、ちょっと国保の関係で説明をしたいと思っております。

まず、平成17年度に、ここに一般会計の方から国保の特別会計の方に繰り入れた分、この額が175,000千円ほどになっております。それで、ことしの、平成18年度の見込みが232,000千円ほどになります。この繰り入れの主なものは、結局先ほどの7割、5割、2割の軽減をしております、所得の低い方に。その分を一般会計から補てんするというような形になっておりますので、その数字がこういう形になってきております。

それから、ただいまの質問ですけれども、まず、後期高齢者の制度について若干御説明をしたいと思っておりますけれども、これはことしの6月の国会の方で健康保険法等の改正がございまして、現行の老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律ということで衣がえをしております、老人保健法が。その中で、この後期高齢者医療制度が設けられたわけがございましてけれども、先ほどから議員がおっしゃるように、75歳以上の高齢者が被保険者というふうになっております。

それで、この財源の構成ですけれども、全体的に12分の10といたしますと、国の方が負担割合が、そのうちの12分の4、それから県と市がそれぞれ12分の1ずつですね。これで12分の6、これが公費負担になります。それから、あと12分の4.8を、これは被保険者、国民健康保険も入りますけれども、被保険者の方から支援金という形でこの後期高齢者の財政運営に支払われるようになります。財源として充てられるようになります。それから、あと12分の1.2、1割ですね、これが75歳以上の方に御負担をいただく保険料という形になります。財源構成が大まかにいきますと、こういう形になります。

それで、この後期高齢者をなぜ今回したかといいますと、大きくは、今後高齢者人口が大きくふえていくと。大体、現在75歳の人口が1,200万ほど、全体的には、日本全国ではいるといわれておりますけれども、これが、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年、2025年になりますけれども、これが約800万人ほどふえて2,000万人程度になってくると。そうなりますと、当然医療費もそれにつれて大きくふえていくわけがございまして。それで大体2.8倍ぐらいになるだろうと、37兆円（69ページで訂正）ぐらいになるだろうと、そういう人口の問題が背景にはあろうかというふうに思います。

それから、先ほど御説明をいたしましたように、老人保健とこの後期高齢者との違いですけれども、老人保健医療制度を後期高齢者に改正をするわけですけれども、その改正をせんばならん理由として国が示しているのは、まず現役世代と、それから高齢者の世代、この負担の公平を図るとというのが一つ言われております。それから、給付主体、運営主体は今現在市町村ですけれども、その費用の負担をするのは、各医療保険者ですね、それで、実際に運営をするのと財政的な負担をするのが別々になっておると。そこの所在が不明確だと、責任の所在がそういうふうになっておりますから不明確だということをおっしゃいます。

それから、また高齢者、75歳以上の高齢者の方の心身の特性に応じた医療サービスを提供するというようなことを言っております。これはどういうことかと言いますと、現在の医療報酬の診療報酬体系というのが一つの、報酬体系の中で現役世代も高齢者世代も一つの報酬単価で決まっておるわけですが、ここら辺の見直しをやりたいというような考え方があるようです。75歳以上の方についてはそれに適したような報酬体系をつくらうという考え方があるようでございます。そういうようなことを主眼として、20年の4月からこの医療制度が発足をするというふうになっております。したがって、国の方でそういうふうな今後の高齢社会に向けて持続可能な医療制度をつくっていくという観点に立って制度改正をやっておるわけですから、当然他の保険者に対しても財政的な影響を及ぼすというふうに考えております。

**○議長（小池幸照君）**

時間がないので、質問並びに答弁を簡潔にお願いいたします。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

私がお尋ねしたことには触れられてなかったと思いますが、確かに今いろいろ御説明いただいたのでは、あたかも、そんならよかたいというようなそういう感を受けるような御答弁でした。ただ、今回の医療制度というのは、診療報酬なども後期高齢者の場合は別建てになるわけでしょう。そして、治療や入院の報酬も引き下げ、それから医療内容を切り詰めていくというような、まさに私は、今回の高齢者、今度の制度というのは高齢者の差別医療につながってくると思うんですよ。特に、今回この制度ができたのは財界からの叫びですよ。自分たちがお金を出さなくていいために、高齢者と現役を分離せろというようなことを言ってきたわけですがね。一般の人たちからも、皆さんからもそうですが、今回からは一般保険料と特定保険料と分けられて保険料は取られるというような、本当に一つ一つもって私たちはこの問題については検証していかなくていけないわけですが、簡単にお答えください。年金のない人はどうなるんですか。どんな徴収の方法になるんですか。

**○議長（小池幸照君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

今回の後期高齢者の保険料の徴収につきましては、年金が180千円以上ある方、これは年金の方から天引きというふうになります。それで、それ以外の方、これは普通徴収ということで、広域連合の方から保険料の納付書を発行して納付をいただくというふうになります。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

これも国保と同じように、資格証明書とかの発行があるわけですので、この辺については、

やっぱりもっといろいろ検証をしながら取り組んでいただきたいと思います。

それから、一つだけ、労働条件の問題ですが、私はきょうの佐賀新聞でパート労働者ですかね、パート待遇問題が載っていましたね。この中でいろいろと書かれておりましたが、私は一番大事なのは、今鹿島市が地域の労働者雇用のお手本にならんといかんと思うんですが、鹿島市は今それに逆行しているような気がしているんですよ。例えば、職員を減らす、それからパートを雇い入れるとか、そういうことをやっていると思うんですよ。だから、私はやっぱり地域のそういう雇用のお手本になるためには、市自体が金がないということで定数削減をすとかそういうんじゃないかと、やっぱり私はそこのところの方向性というのは、これからやっぱり見直す必要があるんじゃないかと思うんですが、ちょっともう時間がないので、ここのところは読みませんが、非常にそのことを強く感じています。そういう観点で何かございましたらお答えください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この雇用の問題で、確かに鹿島市の職員に対する雇用問題といいますか、今現在、財政基盤強化計画なるものを策定して、そして削減をやっております。今後、これはさらに続いていくわけでありますが、この根源はやはり国の政策なんですね。交付税を減らしている、あるいは税制が国税と地方税の比率を、国税を少なくして地方税を大きくすると。こういう中に、この問題で中に潜んでいる問題としては、特に私たちは注目をしておりますのは、この基準財政需要額に満たない分、収入額との差、これを今まで地方交付税でいただいております。その差額については、考え方としては100%充当をするというのが交付税です。しかし、国税が地方税にすりかわった分については、これは100%充当にはならないんですね。計算上はなります。しかし、それは何かというと、税の徴収率の問題がありますので、徴収率が徴収できなかった分については、交付税と比べると地方税がアップした分については、それだけ収入が全体としては減っていくと、こういう構造にあります。したがって、こういう国の大きな方針で、今全国の地方は揺れているわけでありまして、しかし、いろいろ私たちがこの場で国の方針をこれだからこうと言っても、やっぱりやるべきことはちゃんとやらないといけませんので、国の方針に沿うような形ということで、私たちは今財政基盤強化計画をやりながら雇用問題についてもそのように対応して、せざるを得ないということですね。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

時間も来たようですが、最後にします。

私は最初にも言いましたが、今国の悪政によって、地方自治体と地域社会の破壊が進んでいる中で地方自治体が、つまり鹿島市がいかにか国の悪政から鹿島市民を守る防波堤としての役割を果たすのかと。それとも、国の言うままに市民いじめの悪政を進めるか、どちらかを選ぶ大事なときだと思えます。鹿島市は今、長崎本線存続では鹿島市民のために、これからの鹿島の子、孫のためにと、県などのいろんな圧力に屈せず、市長を先頭に頑張っています。私は、ほかの仕事もその意気でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

例えば、税金の問題です。庶民増税と社会保障制度の改悪に対して、国のやることだからとそれを許しておけば、市民はますます生活できなくなります。社会保障制度の改悪にしても、前の小泉首相は自立自助、持続可能性のキーワードをして、給付の削減と負担増を進めてきました。しかし、その本髄は社会保障制度に対する国の財源負担と企業の保険料負担を軽減する何ものでもなかったわけです。その結果は、低所得者、社会的に弱者の排除が進み、さらに介護保険や障害自立支援法などに見られるように、支援を必要とする人までもが軽度、軽症、対象外などといって給付から排除されています。困ったときに頼りにならなければならない社会保障制度が、実際には必要なときに使えない。しかし、高い保険料だけは何としても取り上げる。こんなことは許せるでしょうか。この血も涙もない異様な国の政策の中で、財源も不十分な市のかじ取りは大変だと思えますが、今こそ事業の財源、市民のためにどこにどのように使うべきかをしっかり見定めて、取り組んでもらいたいと思えます。この大変な中でも、それぞれ進んだ取り組みをしている自治体が出てきております。

きょうの新聞では、多久市が転入世帯に600千円を交付するという政策を打ち出しているのを見ました。そして、先ほど申しました伊達市のように、福祉中心にしながら、市民が安心して暮らすばかりでなく、全国から人が集まっているということ、それから、これは特別ユニークですが、矢祭町で予算ゼロで図書館をつくるということ全国に発信して、多くの書籍が集まったというようなそういう記事を私は見ましたが、いろんな形で私たちが今取り組んでいく必要があると思えます。

特に、私はけさの新聞で、ベネズエラの大統領チャベス氏が大差をつけて勝利をしたということが載っていましたが、このチャベス氏は反米主義者の方ですね。このチャベス氏が前回当選した後、その周辺には反米の国が次々と出ておりますが、御存じのように、ベネズエラはかつて石油の資源国で非常に大金持ちの国でしたが、これは一部の人たちに牛耳られていた。それを、本当に国民のために立て直すために使われてきた。子供のために、老人のために、本当にそういうお金を使ったことによって、多くの国民がその支持をし、そして国が変わってきたと。民主化を求め、そのことが国外のほかの国にまで大きな影響を及ぼしたというニュースを私は見て、この大変な状況の中で、少しほのぼのとした気持ちを持ってきょうの議会に参加をしたわけですが、大変なことはわかります。しかし、実態をしっかりとつかんでいただいて、新幹線問題に取り組んでいるのと同じように、悪いことは悪い、できな

いことはできないと、鹿島市のために立ち上がっていただきたいと思います。そのためには、私たちもともに頑張っていきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

以上で20番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時29分 再開

**○議長（小池幸照君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

11番議員寺山富子でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

教育が抱えている問題とし、教育基本法改正（案）の問題点について。

2点目が、安心して学べる学校づくりへ。

その小さな1点目ですが、ADHD、LD、自閉症などの発達障害などの特別支援教育の状況。

②として、いじめ、虐待、不登校についてです。

3点目に、各校区の学童保育所の充実と状況について。

4点目とし、学校、家庭、地域の連携の現状はということで、今回質問をさせていただきます。

1点目の教育基本法改正（案）の問題点ということでございます。

教育基本法の改正問題が最大の山場を迎えています。11月15日夕方、与党は教育基本法に関する特別委員会で、教育基本法政府法案の審議継続を求める野党欠席の中、強行採決、可決をいたしました。

そもそもこの法案は、自民党、公明党の国会議員が完全非公開協議の中で立案したものでございます。国会の審議の場でも、いじめ、未履修問題等の現実的、現実対応討論に終始し、教育基本法のどこをどう変えることで、子供らのどういう変化を期待するかという法改正に伴う実質審議はほとんどあっておりません。そのような中、実質審議を求める野党の声を無視して、わずか70時間の審議で、自民党と公明党の単独採決に至ったものであります。まさに、結論ありきの教育基本法の改正でありました。

この上、この法案を作成する過程においても、国会審議の過程においても、タウンミーティングのやらせ発言のように、教育の主体者である子供の声、その子供の一番身近に寄り添っている保護者、教職員、そして地域住民の声さえも真摯に受けとめようとはしておりませ

ん。全国PTA連合会調査でも、80%を超える会員が教育基本法を知らないと答え、NHK調査でも、教育基本法を変えることは考えても、今国会という拙速な論議は望まないという声が多数を占めています。この現状で、子供の育ち、ひいては今後の社会のあり方にかかわる極めて重要な法案が強行採決されることに、大きな憤りと不安を抑えることはできません。子供不在の改正論議が、国会審議の過程においても、タウンミーティング等においても繰り返されて、法案の強行採決となったわけです。

驚くべくことに、政府が開きましたタウンミーティングで、教育基本法改正問題について内閣府の依頼によるやらせ質問があったということが判明し、その上、その発言をした者に謝礼が支払われていたという事実が明らかにされております。拡大する政府タウンミーティングのやらせ問題は、まさに教育基本法10条が禁じる場所の不当な支配に当たるのではないのでしょうか。官から民への政府が唱えている政策とは、官の言葉を民に言わせることだったんですかとの批判の声があっても当然でしょう。

表向きは、国民の幅広い声を聞く装いをとりながら、現実には、政府の政策宣伝、誘導の場になっているものであり、民意を買収で得るということは、国民主権を愚弄する行為であり、許されないことであります。

法案提出者の資格、規範意識が問われる重要問題に関する説明が行われないうまま、採決を行ったということは、国会の法案審議権の権威を地に落とせるものであるとも思います。言うまでもなく、教育基本法は教育の憲法であり、教育の最高規範を示すものであります。このような重要な法律である教育基本法を改正する場合は、憲法改正に準ずるぐらいに、国民的議論、国会での慎重な議論が必要ではないのでしょうか。

以上、教育基本法の改正案が衆院で強行採決された経緯、状況を私なりに述べてみました。

教育長は、このような今日的な一連の状況を、どのように見ておられるのでしょうか。このことに対する率直な御所見をお伺いいたします。

現教育基本法下で教育を受けた者は、現在66歳以下の方になります。私ももちろんそうですが、教育長もそうですし、ここにおられる方の大多数がそうであると思います。私たちが受けたこの教育が、今の時代にそぐわないものなのか、どこが問題であるのか、何が社会の要請にこたえきらないでおるのか、これを変えようとする国会議員、官僚など、自身の教育体験も含め、もっと内実を論じ、説得力のある問題提起を今こそするべきものではないのでしょうか。国会審議を通じて、法案を変える理由として繰り返されたものは、制定から60年、時代も変わり、新たな課題に直面をしている。根本にさかのぼるために、基本法を改正する必要がある。このような抽象的な答弁ばかりでありました。占領時代という史上例外的な異様な時期に押しつけられた法だから変える、という論法ばかりが印象づけられたわけでございます。このような理由で、国民は納得をしているのでしょうか。

ここでお尋ねをいたします。

教育基本法改正の理由は、この国会審議での答弁についてどのように思われるのでしょうか。納得をされているのでしょうか。教育長も現教育基本法下で教育を受けられ、現教育基本法下で教育者として実践に当たられ、指導に当たられてきた方でございます。教育長の御所見、御意見を賜りたいと思います。

教育基本法改正については、1回目の質問は以上でございます。

次に、大きな2点目とし、安心して学べる学校づくりへということで質問をいたします。

1点目が、児童の発達障害の早期発見についてお尋ねをいたします。

この早期発見ということで、専用の問診票の導入について、平成17年3月、ここの場で一般質問をいたしました。その後の状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

そのときの答弁でございますが、導入に当たっては、スタッフの資質の向上が必要不可欠である。研修を重ね、マニュアル等を作成していくということが申されました。また、佐賀県下におきましては、19年度からは県下一斉に取り組むことが目標とされております。この辺どうなっているのかも伺いをいたします。

2点目とし、臨床心理士の導入についてでございます。

この臨床心理士の導入については、平成16年10月より本市では導入をされています。相談が、専門の心理士であることから、保護者も安心して話せている。相談の内容も多岐にわたりにされている。安心して保護者の方が通っておられるケースもあるというふうな御答弁もなされています。ですが、この臨床心理士の方々の人数が今どのくらいであるのか、また増員の必要はあるのかないのか、その辺をお伺いさせていただきます。

次に、ADHD、LD、自閉症などの発達障害などの特別支援教育の状況についてお尋ねをいたします。

発達障害は、ADHD、LD、高機能自閉症などでございます。

LDとは、ある特定の学習、例えば、言語、漢字の書き取り、計算などに障害を抱えているいわゆる学習障害でございます。ADHDは、注意欠陥多動性の略で、落ち着きがなく、集中力に欠け、社会生活に溶け込みにくいと言われております。高機能自閉症は、対人コミュニケーションに問題があるということでございます。このような中で、知的発達の遅れがないというのが特徴である障害でございます。

LD、ADHD、高機能自閉症など特別な教育支援を必要とする児童・生徒の数が、通常の学級に約6%程度在籍をしている可能性があるということが、文部科学省の平成14年度に行った全国調査で明らかにされています。このような子供たちは、知的障害や全般的な学習障害が見られないため、今までの特殊教育の対象ではなく、通常の学級で画一的な教育を受けていました。しかし、これらの子供たちは、それぞれの障害の種類や障害の程度に応じて特別な教育支援を行うことで、社会生活や学習成績が良好になることが期待をされています。文部科学省は、これらの子供たちに対して、平成15年3月、特別支援教育をする方針を決定

し、ガイドラインを公表し、平成19年までにすべての小・中学校で完全実施する目標を定めているところでございます。

以下について質問をいたします。

1点目が、学校での支援体制でございます。

学校施設整備指針に盛り込む必要がありとされている事項がございますが、現在どのような体制であるのか。また、計画がなされているのかについてお尋ねをいたします。具体的には、施設整備の必要があるというそのものに対する充実、また人的な面がどのように計画がなされ、また現在どのように行われているのかをお尋ねいたします。

次に、2点目とし、いじめ、虐待、不登校、これらに対するシグナルの見分け、対応、対策、保護者の意識ということで質問をいたします。

いじめに関することが原因で、自殺に追い込まれる子供たちが多いことに私自身、胸を締めつけられる思いでいっぱいです。今、いろいろなことが起きているように、いじめ、自殺が相次ぎ、大きな社会問題となった1980年代以降、教育行政機関などでもさまざまな防止策や解決への手だてが論じられてまいりました。今回、政府の教育再生会議が、会議の提言にもあります問題意識や互いの子供に対する毅然とした措置なども既に指針として出ています。なのに、長い間基本的に改善をされず、孤立した被害者が命を絶つという最悪の悲劇が繰り返されています。なぜなのでしょう。その一つに、学校や教育行政機関の問題、隠ぺい体質、事なかれ主義が指摘をされています。子供の世界のいじめは、注意を向けないと明確な形で大人の視界にあらわれにくい面がある。逆に言えば、見て見ぬふりをしやすいと言われています。最近起こった一連の問題でも、教員が早く一步踏み込んでいけば、情報をすぐ確認していればというケースも少なくありません。

教育再生会議が、学校、教員側の責任を強調するゆえんでもあるようですが、一方で押さえておかなければならないポイントといたし、近年競争原理導入の教育改革政策の流れで、学校や教員への業績評価への目が強まり、それが問題隠ぺいや先送りにつながりやすいという現実がございます。

朝、新聞を開くと、いじめに関する記事が目に入らない日はないほど、毎日でございます。鹿島の子供たち、学校の状況はどうなんだろうとだれしもが案じておられるのではないのでしょうか。これらの問題は、日本のどこにでもあり得るとしてとらえ、関心を高め、すべての子供が安心して楽しく学べる学校であるようにしていく責任があると思います。

以下、質問でございます。

当市において、市内の小・中学校におけるいじめ、虐待、不登校の実態はどうなっているのかということで、事前にデータとし、報告書をいただいております。それによりますと、平成16年から18年の3年間でいじめはゼロという報告でございます。虐待についても、報告としてはないようですが、実際調べることが困難と言われておりました。不登校でござい

すが、16年では、小学校で9、中学校で28、計の37。17年で、小学校で9、中学校で38、計が47。18年度、これは10月末ということですが、小学校で5、中学校が25、計の30ということでございます。これらの報告がなされておりますが、この実情、この実態をどのようにとらえておられるのかをお尋ねいたします。

最近言われておりますように、いじめが発生するのは悪い学校ではないというふうに言われています。解決するのがいい学校という認識を徹底するということが、今回政府の教育再生会議の緊急提言で明言をされておりますので、決していじめがあっているから悪い学校、悪い鹿島ではございませんので、どのようにこれを解決していくのか、手だてをしていくのが大事だと思いますので、率直な意見をお願いいたします。

2点目とし、いじめや虐待について、また不登校児など子供が発するサイン、またシグナル、このような見分けをどのようにされているのか、それらの対応、対策についても簡単に結構ですので、お伺いをいたします。

また、これらの問題が起こらないようにする、解決していくためには、家庭、保護者の意識も大変重要でございます。保護者の認識としてどのようなことが大切というふうにお考えなんでしょうか、御所見をお伺いいたします。

次に、3点目ですが、各校区の学童保育所の充実と状況についてでございます。

桑原市長の重点課題として取り組んでおられますことの一つに、この各校区に学童保育所の充実を上げられております。先ほども申されましたが、このことには一部答弁をいただいておりますが、子供たちの成長は時間を待ちません。一日でも早い取り組みを市民の皆さんは待っておられます。各校区の状況、今後の計画、どのようになっているのか、鹿島、明倫、浜、これは市で既に実施をされております。明倫では増設の考えが先ほど申されました。北鹿島、能古見、古枝、七浦、このようところで現実的にどのように進められているのかをお伺いいたします。

次、4点目でございます。

学校、家庭、地域の連帯の状況ということで御質問をいたします。

安心して学べる学校づくりの一つとして、家庭、学校、地域の連携、これは必要不可欠ということで、だれでもが認識をしているところでございますが、現在どのような取り組みが当市で行われ、また今後どのような計画がなされるのか、あるのかをお伺いして1回目を終わりたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

答弁を求めます。小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

私の方から、教育基本法について申し上げまして、あの方には課長等から一通りお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、教育基本法について。一つは、現状の動きをどのようにとらえているかということと、もう一つは、なぜ今改正なのかということであったかと思います。

もう御承知のとおり、改正論そのものはもう登場して久しいわけであります。いろんな情報整理してみますと、実質的な動き出しというのは、約この五、六年ぐらい前からあっていたかというふうに思っております。それが、今般衆議院を通過して、参議院に送られている段階にありますけれども、当初から云々されていたいわゆる国民的な議論を深めてというスタンスからすると、事の重さ、あるいは大きさからいたしまして、もう少し時間をかけるべきだということは、前の議会でも私自身そのような思いを申し上げたところであります。ただ、国は国で、それこそ専門的な立場にある有識者を初め、国民の総意というものも十分考慮しながら議論が進められているところでありましょうし、審議がより尽くされることを待ちたいというふうに思っております。

それから、2点目の、今なぜ改正かということで、少し私なりの思いをということではあります。戦後60年、やはり家庭、学校、社会と、その教育を取り巻く環境というのは大きくさま変りをしてきたということはもうだれもが認めるところであろうと思います。その中で、一、二例申し上げますと、例えば、家庭について、今1世帯当たり2.75人ぐらいというふうに言われますけれども、いわゆる核家族というものが進んでおります。つまり、親子関係、あるいは子育ての仕方、こういったものがやはり中身が変わってきているわけですが、また、一方では、現実に規範意識の低下といえますか、あるいは、道徳心、自立心の低下、そしてまた、今問題になっておりますいじめ、不登校、中途退学、あるいは、学ぶ意欲とか、このような低下、そして家庭や地域の教育力の問題など、多くの諸課題を抱えているという現状であります。こういうことは、私個人の思いというより現実でありますので、一般論としても認識をされるであろうというふうに思います。そういう今日的な視点といえますか、これで教育のあり方を根本にさかのぼって、今後重視すべき理念を明確にした上で、各分野にわたって検討を加えることは時代の要請であり、ある意味必要なことであろうというふうに私は思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

11番議員の2点目の質問で、発達障害児の早期発見のための問診票の導入について、その後の経過はどうかというような御質問がありましたので、その件について私の方から御説明を申し上げます。

この件につきましては、保健師が研修あたりに出席をしておりますけれども、なお一層この研修期間が必要だろうというふうに考えております。これは、非常に子供さんというのは

なかなか自分の言葉で表現をするというのが非常に難しい、それを結局見て、いろいろな障害を判断するというのは専門的な知識がいるというようなことで、そういうふうにもう少し研修が必要だろうというふうに思っております。

それで、県下の情勢ですけれども、現在この専門の間診票を導入しているのは佐賀市、それから鳥栖市、小城市、多久市、それから東与賀の5市町になっております。それで、県の方にこれ聞いてみたんですけれども、こういうところができているのにうちがなぜできないのかなということで聞いてみたんですけれども、これはほとんどが佐賀のNPO法人「それいゆ」さんというのがあるんですけれども、ここがこの間診票を専門に使用をして、障害児の早期発見のための業務を専門的にやられているというようなことで、ここに委託をしているという状況でございます。そういうことで、うちの方もうちの保健師がこれに対応していくというのはもう少し時間がかかると思いますので、県内の状況を聞いてみますと、来年度あたりからは伊万里市とか唐津市がこれについて導入を検討されているというようなこともございますので、他市町村の実際の状況あたりを聞きながら、うちの方も今後検討をしてまいりますというふうに考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

藤田教育次長。

**○教育次長（藤田洋一郎君）**

私の方からは、寺山議員の5番目のADHDに対する学校での支援の対策ということと、それからそれ以下についての答弁をいたしたいと思います。

まず、議員言われますように、軽度の発達障害児につきましては、全児童・生徒の6%は在籍しているというそういう状況であります。鹿島市につきましても、一応医療機関からの診断を受けている方とか保護者からの申し出により相談を受けているものとかそのあたりを含めまして、今のところ約1%程度の在籍者がおるといような状況であります。それで、この1%というのが教育委員会としての実態は、もう少し多いのではないだろうかと考えているところであります。

あと、ガイドラインに示されております達成状況というようなことでお答えを申し上げたいと思います。

まず、個別の教育支援計画を策定しなさいとまずなっております。これにつきましては、済みません、これは議員言われましたように、18年度中には策定をしなさいとなっておりますが、現在、市内小・中学校9校のうち、既にもう6校で策定をいたしております。あと3校につきましても、今年度中に策定をする予定でございます。

それから、ガイドラインの中の2点目、特別支援教育コーディネーターを配置しなさいということでございます。コーディネーターの配置につきましても、これは市内すべての学校

で配置が済んでいるという状況でございます。

それから、あと教職員の研修というのが大きな3点目に挙がっております。これにつきましては、15年の4月1日から平成18年9月1日まででございますけれども、特別支援教育にかかわる研修、ないしは講義を受講した職員というのは、市内小学校で約60%、中学校で98%となっております状況でございます。この研修につきましても、今年度中にはすべての教職員を対象に実施をしていく予定でございます。

それから、次の御質問のいじめ、虐待、不登校についての御質問でございますが、私どもが提出しておりますデータといたしまして、不登校につきましては、16年から18年にかけてのデータを差し上げております。いじめにつきましては、正式な報告としては、16年から18年までの10月までで発生はゼロという報告を受けております。

ただ、教育委員会、学校現場もそうでございますけれども、学校現場といたしましても、このいじめの問題、特にそういう数字は上がってきておりませんが、学校現場ではちょっとしたさいかい、それがいじめにつながっていくというようなこともございます。どこの場所でもあり得るものだという認識を持って対応しているという状況でございます。

それから、そういったいじめに対するシグナルのとらえ方という御質問でございましたけれども、これは学校現場、シグナル、やはり議員言われるように、こういったものを早期にシグナルをつかまえて、対処するのが一番ベストの対応ということでございますけれども、いろいろなやっぱり子供が発するシグナルというのは多岐にわたっているということで、学校現場でのマニュアルといたしましては、例えば、学校を休む期間が長くなっているとか、遅刻、早退が多くなっているとか、もう一日じゅう浮かぬ顔をしているとか。だから、給食時間食欲がないとかそういった、それから、用事もないのに保健室や職員室へ来る、それから休み時間なんかは一人でぼつんとしている、そういった一人一人の子供の兆候をやっぱり現場の教職員がちゃんとつかまえて、そういう何かおかしいなということになれば本人、または信頼のおける児童・生徒あたりへの問いかけをしながら、対処をしていくというような対応をとっておるところでございます。

それから、保護者の意識ということでありましたが、保護者の意識というのが、ちょっと一般論的には家庭の教育力が落ちてきたことが、そういったこともこのいじめの問題につながってきておるんじゃないかというような言われ方もしておりますけれども、ちょっと統計的なことではございませんが、例えば、しつけや子育てに自信がないと答えた世帯の割合が増加しているというような新聞報道もございます。それから、病院とかの公共的な待合室なんかでも子供が騒いでいても、自分の子供を注意もしないと、そういった親もふえています。それから、よく朝食を欠食している子供たちの割合が増加しているとも言われております。そういった保護者の意識の低下というのも、こういった大きなところでのいじめの問題、それから不登校の問題、いろいろな問題でかかわってきているのかなと考えているところで

ざいます。

それから、飛ばしまして、最後の学校、地域との連携という御質問でございますけれども、鹿島市といたしましても、もうやはり言われることはいじめ問題の解決をするためにも、家庭と学校、地域社会が連携して、地域ぐるみでの取り組みが必要であるとよく言われるところでもあります。そういうところから、これまでどおりの活動を支援していくというようなことになるわけでございますけれども、具体的には、子供たちにさまざまな社会体験、生活体験、自然体験をさせることを目的とした青少年団体やスポーツ団体などの活動に対する支援、それから、それ以外では、学校とか民生児童委員、市の福祉担当も含めまして、毎月定例会を開き、情報交換をしていただいております。そういった活動、それから、市の職員も加わっております青少年市民会議なんかでは、青少年の育成及び青少年を取り巻く環境の整備などを熱心に取り組んでいただいております。そういった活動、こういったものが大事であるということから、従来どおりの活動を進めていくということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

迎福祉事務所長。

**○福祉事務所長（迎 和泉君）**

私の方からは、寺山議員の3点目の御質問、学童保育所の件について答弁をしたいと思います。

まず、現在、鹿島小学校、明倫小学校、浜小学校の3小学校では、市の直営で放課後児童クラブを開設しております。現在、小学校3年生までの児童が110名を受け入れさせていただいております。また、それ以外の小学校区におきましては、保育所で同様の事業を実施していただいております。その対象が68名でございます。合計の178名を現時点で受け入れをしているというところでございます。

来年、4月からは全小学校区で放課後児童クラブを開設するための準備を行っております。当然、この中には、明倫小学校の増設部分もございます。

開設までのタイムスケジュールといたしまして、ことし11月に希望者の募集をいたしました。1次募集でございます。これはもう実は締め切ったわけでございますが、その後、12月から1月、1月中までに内容のチェックをいたしまして、保護者への決定通知を出したいと考えております。それと同時期に、ほぼ決まっておりますが、開設場所の正式な決定をしていきたいと思っております。

それから、同じく1月に、指導者がどうしても不足しますので、指導者の募集を行いたいと予定しております。その後、2月に指導者を決定いたしまして、指導者の研修をいたしたいと思っております。

それから、今回募集をいたしました、どうしても新規で開設をする4小学校区がどうしても応募が少のうございました。この部分、あるいは、若干不足、余裕がある部分についての追加募集を2月に再度実施をいたしたいと考えております。その後、3月に保護者への決定通知、これは2次募集分でございます。それから、同じく3月に、保護者への説明会を予定しております。そして、同じくこれも3月中にですが、そこでの必要な備品等の購入をいたしまして、電気とか電話等の配線工事を済ませたいと予定しております。それを済ませて、4月1日から新たに新規クラブとしての開設を予定しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は午後1時10分から行います。

午後0時9分 休憩

午後1時9分 再開

**○議長（小池幸照君）**

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

2回目を行います。

1回目の私の質問に対しまして、全体的な御答弁をいただきました。

まず最初に、教育長の現在のいろいろな教育問題に関する一連のことについての感想といえますか、率直な意見をお伺いしました。現状の動きに対し、また、なぜ今このような教育基本法の改正なのかということをお伺いいたしました。

総体的に言えば、教育長としては現在のこの教育基本法の改革政府案に対して、肯定するような中身にもとらえられました。一つの動きとしては、現状の動きがまだ早いんじゃないかと、もっと国民的議論があった方がいいんじゃないかというところは私と同じような考えを持っておられるというところでございます。

今このことに対して、多くの国民の皆さんは、この教育基本法の改正政府案というものがどういうふうなものなのか。このことが正式に改正案として、基本法が通ったならば、どういうふうな子供たちに影響をし、そしてまた、学校がどのように変わり、ひいては社会というものがどういうふうに変わっていくかということ、多くの方が考えるに至っていないんじゃないかというふうなところが私は一番心配をするところでございます。

今回、一番私があきれてしまうといいますか、もう本当にそういう問題点というものは、小泉前首相が国民の声を聞くということで始めた政府の、こういうふうなタウンミーティングですね、そういうふうなものが実際は文部省、または内閣府というものが県教委等に指示

をし、そして、賛成者といいますか、そういうふうな人たちを動員し、そういうふうな中で行ったということが明らかになったわけですね。これが明らかになったにもかかわらず、これはもうもはや演出ではなくて、やらせというものではなくて、世論操作をでっち上げるとか、つくり上げて行って、そして、こういうふうな言葉といっちは悪いかもわかりませんが、こそくといいますか、ひきょうな、非法なやり方で、この教育改革を改革という名のもとに変えることを、そういうふうにしてしまいつつあるというふうなことでございます。

百歩譲って、この教育基本法の改革案が本当に正しいもの、これからの社会に変えて必要なものであるならば、どのような手段をとってもいいと、そういうふうには私は思いません。幾ら物事が正しくても、正しい方法、やり方を選ばないといけない。このことがまず間違っておりますということで、やっぱり安倍首相等の反省の気配、これを全く私は感じておりません。そして、こういうふうな中で教育基本法を改正し、愛国心、こういうようなものを盛り込んだ教育を今後進められるとしたら、日本の教育は再び私は逆行するんじゃないかというふうに思います。いじめ、または差別、排除、さらには、こういうふうなものが本当にもっとふえていくんじゃないかというふうなこともあって、こういうふうなやり方でこれを決める、決めていく方法、これについて私は教育長にどういうふうに思いますかということをして1回目の答弁でお聞きしたところですが、このことについては拙速であるかもわからないような答弁をいただきましたが、なぜ改正かというところではほぼ合意というふうな御答弁でございました。このことについて追及はいたしません。それぞれの考え方を私は明らかにさせていただいたというところで、私の考えを述べたいと思いました。

次に、一つ一つの問題点とし、今回一般質問の中身を一问一答で質問をしていきたいと思えます。この政府案16条、現行の10条でございしますが、教育は国民全体に対し、直接責任を負って行われるべきものという規定を排除し、この法律及び他の法律の定めるところによって行われるべき云々というふうにされています。このことは、教育内容に対するこれは政治介入への第一歩、道を開いているというふうにも言われています。具体的には、政府案の17条にございしますが、教育振興基本計画というものが打ち出されています。これは、国によって教育がなされるということやうたっているものでございします。この教育振興基本計画というものは、政府が定めた基本計画で能力主義に基づく習熟度別の学級、または義務教育段階で学校に格差を設けたりする事態が全国化するだろうというふうに言われています。各学校で国が定めた計画の中からどれかを選択し、そして、数値目標を掲げ、その数値目標に対して達成度がどうだったのかというふうなことが諮られ、その達成度によって人事、また教育予算が決定されていくということになっています。ということは、それぞれの自治体、学校ごとに差別化がどんどん広がっていくというふうに、これは大きく懸念されているところです。これはいきなり変えられるんじゃないで、やはり少しずつ少しずつ変えられていくのではというふうに私は思っていますが、こういうふうな心配をする方がたくさんいらっしゃる

ます。このことについて、どういうふうに教育長お考えなのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教育基本振興計画のことでございますか。

この教育振興基本計画というのは、これはそのほとんどの根本法にはセットになって制定をされていたわけですが、この教育基本法には今までなかったわけですね。そういう意味では、閣議了承で可能というような位置づけもありますので、予算面などにおいてもおっしゃるとおり、かなり実効性を持つものとして存在意義というのは認められる性格のものであろうというふうに思います。

そこで、このお尋ねの趣旨としては、その学校間格差とか、こういったものを助長するとか、あるいは、押しつけ的な意味合い、こういったものが懸念を申されたかと思えますけれども、例えば、学力面において、従来から個に応じた教育ということで一貫して位置づけられてきておりますし、あるいはまた、そのあからさまな数値目標等はやはりそぐわないかもしれませんが、ある程度の必要なこのマニフェスト的な考え方、これは学校の活力をはかる意味では必要なことでもあるし、これまでも力点を置いてそれなりの実績を上げてきたところかと思えます。要は、やはり計画の趣旨をどのようにとらえ、生かすかということになるかと思います。今後、まだ制定されておられませんから、これからのプロセスに十分注目をしていきたいし、内容等についてもしっかり吟味をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

この教育振興基本計画というものは、政府が定めた基本計画になっていくわけですね。ということで、これはどっちにせよ、何かを選んで数値目標を掲げ、そして、その達成度に応じて予算化がつけられ、また、人的配置も考えられていくということですので、これは避けて通れないことが決められていくということは、これはもう胸に置いておかなければならないというふうに思います。

ここで、一番問題になるのは能力主義に基づく習熟度ですね。能力とは、本来いろんな多様性があるわけですね。そして、その子供の潜在的可能性といいますか、そういうことも含め、時間をかけて伸ばすものでもあるというふうに言われています。ですが、最近は見えるもの、つまり学力だけで子供を評価していく。そしてまた、分断していく傾向があります。これがそっくりそのままこの教育振興計画に乗って行って、達成度というものでつな

っていくというふうに思います。政府案は、この一元的な能力主義を一気に強めて、そして社会の格差化、そして階層化、格差を強め、また階層を強めていく。ひいては、そのことを推し進めることにもつながっていく。子供だけではなくて、学校のクラスの競争、そして、それぞれの子供はもちろんですね、それぞれの学校もランクづけをされて競争漬けになってしまうということもあります。

また、家庭の内容、家庭はいろんな家庭がありますが、裕福な家庭がやはり教育の充実ができて、教育の格差が生まれてきて、同じクラスの中でも子供同士の格差というものが生じてきやすいというふうに言われています。どんな家庭に生まれても同じような教育を受けるというものが、この教育の基本ではないかということから考えたら、こういうふうなものを持ち込む改正案といいますか、このことはやはりみんな熱心に討議をしなくてはならないかなというふうに思います。

このことはつまり、今までは教育の中に国の支配というものは入っていなかったわけなんですけど、国の教育に対する支配がきちんとここにうたわれている。そしてまた、能力主義というものが強められ、習熟度別の学級など義務教育の段階で学校の格差でランクづけをさせられ、子供にもランクづけをさせられて、競争というものがあたかも必要であって、当たり前のようなものが小さい義務教育の中から押しつけられていくというふうに私は思っています。教育長のお考えは以上であったということで、次に進みたいと思います。

次に、この教育目標というところに、政府案は公共の精神、伝統と文化を尊重、国を愛する態度というものを新たに加え、軸足を国家社会に置いたわけでございます。学校も教育目標が達成されるよう体系的教育というものが組織的に行われなければならないとされています。先生の仕事は国の決めた教育目標を実現したかどうかということで、今後評価をされるということになっていくようです。国家社会のための教育への変質というふうな意見もたくさん出ています。ですが、公共の精神の協調、また、国を愛する態度、このような項目を設け、このような教育を進めることで現在抱えている子供のいろんな問題が解消されるのかどうか私は疑問でございます。ですが、このことを変えたならば、あたかも今いろんな問題はびこっている教育の問題、いじめを初めですね、こういうことが解消するのかなような政府の答弁等も出ていますが、このことに対して教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

この教育基本法等が改正をされれば、すべてが解決するかごとく言われるがというふうなことかと思えます。

端的な言い方をさせてもらえば、改正されれば即解決ということにはならないことは想定されるかと思えます。御指摘のとおり、このさまざまな教育課題というのは噴

出しているような様相にあるわけですが、特に憲法と同じように、この理念として盛り込まれているのがこの教育基本法でありますので、平たい言い方をすれば、建前と本音と違いますか、いろいろ出てきているようなこの諸課題の一つ一つにすぐさまヒットするようなことは、やはり現実的には無理があるところもあろうかというふうに思います。やはり私は今後国民が理念を共通理解して、その趣旨を踏まえたアクションに努力をしていくこと。こういったことが本当に長いスパンで問われる課題でもあるし、機運の醸成の必要性もあろうと思います。

そういう意味で、少しでも解決への道しるべといたしますか、こういったことになることを信じたい気持ちということであります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

問題が多うございますので、次に進みたいと思います。

この改正案については、今申しましたように、愛国心などの項目、特目といたしますか、そういうものを目標に掲げているわけですね。憲法では内心の自由というものが保障されています。今現在道徳の時間というものが週1時間あるそうです。ということで、普通の生活の中で、その時々に応じて先生方は指導をされているということですね。私はこういうふうな道徳というものは1時間あったら十分だと思います、私のときもそうだったように思います。ということは、普通の生活の中で問題点があったら、その時々に応じた指導をしていくというのが私は妥当ではないかというふうに思っています。国を愛するこの愛国心、これは自然に持っている心であるわけですね。これを特目として設けなくても私は日本といたしますか、ここにいらっしゃるすべての人が国を愛していらっしゃるということを思いますし、今までの現教育基本法の中で育った私たちも国をもちろん愛していますし、何ら不足するところはないと思っています。暮らしやすい平和な国であったら、みんな自然に愛するというふうに思います。反対に、こういうふうなものをきちんとこういうふうにしなさいと、どんな国であつても忠誠を誓い、愛さなければならないというふうなことに繋がっていったら、差別があつたり、格差が大きくなってきたり、息苦しさを感じたり、また、いろんなことに繋がっていくというふうに私は思っています。

戦時中のことはよくわかりませんが、戦争に参戦し、忠実に誓う人がよい国民であつたわけですね。戦争批判をするという人たちは非国民といたしますか、そういうふうな言葉で呼ばれて差別をされていたというふうに聞いています。ということで、盲目的に従わせることではなくて、きちんと判断する、そのことが愛国心につながっていくと思いますので、現在のやり方で十分じゃないかなというふうに思います。

この愛国心について安倍総理の国会での答弁は、日本の伝統、文化を学ぶ姿勢、このよう

な態度を評価対象とするという考え方を述べていますね。このことは、愛国心を子供たちに競わせる。結局数値目標といいますか、子供たちの成績にあらわせるということは競わせることになりはしないかというふうな心配をする声も上がっております。このことについて、教育長としては今後こういうふうなものが入ったら、やはり評価対象とするとお考えなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

個々の部分は、我が国と郷土を愛するというような表現に明文化をされたというのが今回の改正案の特色だと思います。もともと教育基本法というのは憲法の理念を実現するために、この一体性を有した性格のものであるわけですので、その現行法でのその精神というのはもう本当に随所に盛られているということは私も解釈をしております。そういう意味で、たとえ文部科学省の見解でも歴史的、文化的な共同体としての我が国への思いということでコメントをされておりますが、例えば、子供たちに対してもやはり純粋な視点での指導とか取り扱い、これを示唆した流れになっていると私自身は理解をしております。そういう意味で、前回は答弁申し上げたと思いますけれども、例えば通知表等での評価、この辺は市内の学校にはもちろんありませんし、今後ともそのようなことを項目として設けたりするような考えはありません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

確認をさせていただきました、ありがとうございました。

次に、今回義務教育のところの第5条で9年の義務教育というものが現在うたわれておりますが、この年数が全くなくなっております。義務教育として行われる普通教育ですね、今は9年ありますが、これがなぜなくなったかということで今いろいろ懸念されているのは、エリート教育が目標で、一部のエリート教育ですね、そういうふうなものも言われておりますね。というのは、義務教育9年しなくても飛び級ですか、8年でいろんなものの実績を得たら大学受験ができるとか、高校受験ができるとか、いろんな考え方があろうかと思いますが、このことについてどういうふうなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

確かにおっしゃるように、この義務教育の年限につきましては特に教育基本法には盛られてなくて、学習指導要領上にそのような解釈ができるところがございます。このことでの能

力差ですか、みたいに対応することをどのように考えるかということでございますけれども、改定の云々にかかわらず公平な視点に立ってといいますか、教育の機会均等といいますか、このようなことは今までも基本に据えてやってきておりますし、このことを改めて認識をして、今後の実践に当たってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

やはり、地方における教育と都会における教育、いろいろ違いがあるわけですね。地方交付税においても、東京都なんかはやっぱり交付税をもらわなくてもやっていけるようなところであります。この日本国憲法に記されているように、日本のどこに住んでも同じような教育を受ける、新幹線問題でも同じなんです、どこに住んでいてもやはり同じような利便性を持って生活ができるというのが憲法であり、また、教育であろうかと思しますので、そういうふうなところに逸脱しないようなところに行き着くこの教育基本法を望んではいますが、なかなかいろんなところを読みますと難しいところがたくさんあります。これを私たちはもちろんですが、多くの国民の方がどのように教育基本法が今変わろうとして、そして、これがどういうふうな影響をそれぞれの子供に、そして家族に、ひいては国に及ぼすかということが全く論じられていないと、知らされていないというふうに思います。これを皆さんに少しでも分かち合いたいといいますか、そういうふうなことで今回一般質問をしたわけなんです、時間がなかなか足りませんので思うようにはなかなかできません。私はやはり愛国心、これを無理やり押しつけていいのかということですね。そして、真の教育改革というものがどういうふうなものかということですね。ということは、現行の教育基本法の理念を生かして守っていくということが本当の教育につながっていくと、今教育長の答弁にもありましたように、現教育基本法のどこが悪くてどこが問題なのかということは明らかにされておりませんし、これは明らかにできるものでもないんじゃないかというふうに思っています。

結果、競争心をあおる教育、格差社会を増幅させるような教育が今後ますますこの教育基本法という改正の中に盛り込まれてくる。そのことが、どういうふうに私たちの生活を脅かして、子供たちを迷わせてしまう、希望がない社会といいますか、そういうふうなものにつながっていくというふうに思いますので、ぜひ、みんなで考えていきたいというふうに思っています。

次に、2点目のところに行きたいと思います。

児童の発達障害ということで、問診票の導入については今のところ19年ということなんです、鹿島では計画がなされていないようにお聞きをいたしました。なされているところをたくさん申されたんですが、来年度されているところも伊万里とか唐津とか申されて、その中で他市の状況を見極めながら検討をしていきたいと、これだけ他市でやっているのにもか

かわらず、まだ他市の状況をここに至って見られるのかということが少し疑問なんです。ということは、この発達障害というのは早期発見するということで学習のいろんな習熟度といえますか、そしてまた、生活のいろんなやり方がすごくよくなるということがきちんと言われているわけですね。ということは、早期に発見をなるべくした方がいい、子供のためになるということです、この問診票の果たす役割というものは大きいものがあるからこそ早く導入をしようということで、県下で頑張っておられるというふうに思いますが、ぜひ、今検討中ということでございますので、よそを見ながらじゃなくて、マニュアル等を作成し、研修をまだまだ重ねなくてはいけないという御答弁だったんですが、私はぜひ実現をしてほしいということを申し述べたいと思いますが、実現はまだまだ19年できないわけなんじゃないか。

**○議長（小池幸照君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

問診票の導入ですけれども、先ほどもお答えしましたように、この問診票でこの障害児を発見するというのは非常に専門的な知識と経験が要るというようなことで御説明をいたしました。それで、その中で県内の状況を申し上げましたけれども、県内の状況についても各市町村の保健師がこれに当たっているかということではないわけですね。佐賀にあります専門のNPO法人「それいゆ」さん、そこに委託をしているということでございます。それで、今私どもがやっておりますことは、3年7カ月児の健診、それから1歳半の健診、その中で鹿島市独自の問診票をつけております。それに基づいて御相談に応じているわけですけれども、そういう中で臨床心理士を3歳7カ月の健診のときには月1回呼び出して、専門的な立場から御指導をいただいているという状況です。ちなみに、平成17年度におきましては、相談があったのが40件ですね、ことしが現在11月までで16件ほどの相談状況になっております。

それで、先ほど言いましたように、この指導に当たっては専門的なフォローが必要ですので、児童相談所とか、それから県の保健福祉事務所、ここら辺に何か問題があったような場合は御照会をして後のフォローをやっているというのが実態でございます。それで、来年度からうちの方でこれを取り入れるかということでございますけれども、先ほど言いますように、県内の委託というようなことでございますので、そこら辺がどういうふうな形でやっておられるのか、そこら辺をきちっと見極めながら、これは慎重に取り組みをした方がいいんじゃないかと、私としては考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

なかなか資質の向上というものが必要不可欠ということであり、研修を重ねてもらっていますが、人手が多分足りないんじゃないかなというふうに思っています。ぜひ、人的配置も考えていただきながら、そういうふうな子供たち、また親御さんのために貢献ができるような状況に、安心してできるような状況に持って行ってほしいということを要望したいと思います。

次に行きたいと思います。

LDとかADHDとか高機能障害、最近では気になる子供というふうな言葉遣いでされているようなんですが、各学校それぞれ本当によく取り組みがなされているような感を受けました。今回こういうふうなところに学校施設整備指針ということに盛り込む必要があるということでは個別の学習室が必要だというふうなことが上げられていると思います。ということは、いろんなことがあった場合、先生たちが子供たちの注意力がなかなか分散したり、そういうふうな困難さというものが特性としてありますので、個別の学習室を設けて刺激の少ないところで指導をして、また普通の学級へ戻らせるというふうなことも言われておりますが、この個別学習室というものは設けられるようになるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

個別学習室ということでは今のところ考えておりませんが、特別支援教育というのは軽度の発達障害の児童・生徒まで含めるということで、いわば今までよりもこの対象の範囲が広がったわけですね。だから、その分多くのかかわりが必要となりますので、当然先ほどおっしゃるような人的な面も含めて、あるいは場所も含めて、今からその辺についても検討していかなくてはいけないというふうに思っております。

おっしゃるとおり、近々全面実施に向けた支援計画の策定等が求められておりますので、今着々と準備を進めて、受け入れ態勢としては先ほどの3点を含めてほぼ整った状態にあるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

個別学習室を設けることができなかつたら、最低個別学習コーナーというものを設けなくてはならないということになっていると思いますので、その辺の御検討も含めてお願いをしておきたいと思います。

それから、ちょっと時間が着々と進んでおりますが、いじめの問題について少しだけ言いたいと思います。今回いじめの問題ということで鹿島市ではゼロでありました。虐待も調査は非常に困難ということですが、やはり今政府の方は緊急提言とかいろいろなものを押し出し

てきています。私が思うには、きょうの新聞にも載っていたんですが、やはりいじめというものがどういうものなのかを細部にわたってしたらいじめが4倍に激増したと、調査のやり方ではすごく多いわけですね。それぞれが認識をしている、していない。また、これは隠れたところにありますので、なかなかこれが難しいということで、一番の問題はいじめをどういうふうにして予防できるようにするのか。また、起こったときに解決をどういうふうにしていくのかというものが一番だと思います。ぜひ、教育の部門でいじめ等気づきがあったら、そういうものをゼロとしないでやはり取り上げて、隠さなくてもいいような学校の体制に持っていかななくてはならないということですね。というのは、いろんな問題が起こったときにはこれがいじめだったのかということを経験した校長先生自身がなかなか一般の人が聞いたらいじめだろうとはっきりすることさえも、なかなかきちんといじめというものも認識をしても言えないと、そういう状況がこの社会、日本の教育のシステムの中にあるんじゃないかなというふうに思うわけです。ということで、ぜひ、いじめはあるのが当然ということはおかしいんですが、昔からいじめに相当するようなことはたくさんあっているわけですね。ですが、それを隠さないで済むような、子供たちが声を上げられるような状況をつくっていくということと、相談できる場というものはやはり先生であるし、子供が一番頼りにしているのも先生、親が頼りにしているのも先生と言ったらおかしいことなんです、やはりこういう問題についてはもう学校、先生というふうになってしまうわけです。そういう中で、先生、学校が果たす役割、責任の大きさというものは私たちが思う以上に大変だと思いますが、ぜひその辺を検討し合って予防、解決というものに取り組んでいってほしいと思います。

最近佐賀市では、いじめに関するものを打ち出していたと思います。パンフ等を出していますので、これはもちろんさつき教育次長が申しましたようなことしか書いていないかと思いますが、そういうふうなものをきちんとかういうふうにあらわすことによって、それぞれが認識をし合うということも大事だと思います。お金をかけなくてもできるんじゃないかと思いますが、検討をお願いしたいなというふうに思っています。その辺についてあるかもわかりませんが、どういうふうになっていくのか、その辺をお伺いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

いじめの問題でありますけれども、学校内においても、あるいは登下校、あるいは休日においても、さらには最近ではインターネットとかメールとか、らしきものが全くあっていないとは私は思っておりません。ある意味ちょっとしたトラブルとかいさかいとか、こういうふうな嫌な思いをするというようなことは結構あるという認識に私は立っております。恐らく、この事の大小は別にしても、自分の身に覚えがどうかと問われると、やっぱりだれでもが見聞きをし、何らかの形でそういうかかわりを経験されているのではなかろうかなと。こ

れは人と人とで成り立つ社会においては宿命的なものでもあろうというふうに思います。

約10年ほど前に国はいじめかどうかの判断は、あくまでもいじめられている側にとってどうかという問題であるという、この新しい視点を示して注目をされたわけでありませうけれども、やはりこのことからいたしますと、相手を思いやる、あるいは人の尊厳を重んじる。こういった心の教育の重要性というのがやはり改めて大切だということが認識をさせられるところでもあります。ただ、やはり子供社会でありますので、いろんなことを乗り越えて、あるいはあえて厳しい局面に身を置くとか、その社会性や耐性というのはそういった場合に育つことも大いにあるわけでありませうので、将来を生き抜く力ともなり得る場面というのも結構多いということも片方では認識しておく必要があると思います。ただ、いざ我が身、いざ我が子となった場合には、戸惑いとか動揺が隠せないことも事実であるということはおく自然な感情かというふうに思います。やはりすべてを我が子のように、あめとむちを持って接していく構え、このことが地域の風土として、あるいは教育環境として醸成されていくことが、例えば、いじめ根絶に向けた何よりの予防であり、機転であろうというふうに、このようにとらえております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

このいじめ問題というのは、本当に胸を締めつけられるようなことが多いわけですね。というのは、生きていく上で本当にそういうことが日々起こるかもしれないと、子供たちはやはりそういうふうなものを抱えながら生きているような、現在の子供たちは何かかわいそうだなという思いがしています。他人の感情が理解できないとか、他人への共感能力が低いとか、そういう子供が多くなったと言われておりますが、やはりいじめる側というものにも正当な理由があるというふうに言われておりますね。だけど、その正当な理由というものを正当化しがちで加害者、罪の意識というものがまた持ちにくくされているということもありますので、あくまでもいじめというものはいけないということをきちんと教えていくと、嫌なものは嫌だと、悪いものは悪いときちんと教えるような、そういうふうな学校であると思いますが、ぜひ強めていってほしいと、今教育長が言われたような視点で頑張っていってほしいというふうに思います。

最後になりますが、学童保育所について、それぞれ鹿島、明倫、浜は言われましたが、今回北鹿島、能古見、古枝、七浦、それぞれ4月からの開設ということで、場所等がもし決定しているところがあったら、その報告を受けておきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

**○福祉事務所長（迎 和泉君）**

新たな放課後児童クラブの場所についての御質問だと思いますが、先ほど1回目の御質問で答弁をいたしました。ある程度ほぼ決まっております。ただ、最終決定に至っておりませんので、1月までにははっきりさせていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

以上で11番議員の質問を終わります。なお、午前中の松尾議員の質問に対し、当局から答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

先ほどの20番議員の答弁の中で、75歳以上の医療費が平成37年には現在の2.8倍の37兆円程度になるだろうということで申し上げました。この37兆円を34兆円の誤りですので修正方をお願いいたします。よろしく申し上げます。

**○議長（小池幸照君）**

次に、3番福井正君。

**○3番（福井 正君）**

3番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は大きく二つでございます。まず、鹿島市の防災について、鹿島市の産業活性化についての2点でございます。

まず、鹿島市の防災について質問をさせていただきます。

9月17日の台風13号は、塩害や強風による倒木など鹿島市にも大変な被害が発生いたしました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、国が激甚災害として認定をされましたことで、今後の災害復旧が早急に進展することを願っております。

それではまず、台風13号、鹿島市に接近しました折に、ちょうど17日は台風接近時間と満潮が重なりまして高潮被害や水害の可能性も予測されました。また、停電が長時間にわたって発生いたしまして、テレビによる情報収集等ができないという状況がございました。ほとんどの方は携帯ラジオ等で情報収集をされたと思います。また、このようなときに鹿島市としてどのような情報伝達の方法があるのか。また、市民の不安感を払拭するためにも正確な情報の伝達が必要だと思います。その中でも、防災無線の改善についてお尋ねいたしますけれども、最近大字高津原地区、横田と西牟田で火災が2件発生いたしました。いずれの家屋も全焼してしまいました。1件は深夜の火災、もう1件は日中の火災でございました。いずれの火災も常備消防や消防団の消火活動のおかげで類焼することなく消火することができました。火災等の発生時には、防災無線を使った情報伝達が行われます。最近、大分改善されはいたしましたけれども、依然として防災無線の内容が聞き取りにくいという地区があるということでございます。この防災無線の改善について、今後どのような対策をとっていか

れるのかということをもまず1点質問いたします。

続きまして、通報のシステムについてにつきましてですけれども、以前一般質問で中村雄一郎議員が防災無線に関する質問をされたと記憶いたしております。防災無線による情報伝達は杵藤広域消防で対処しており、改善にはコンピューターシステムの改善等に多額の費用がかかる、現状ではできないと。また、個人名を知らせるということは、転入、転出等の異動があり、その情報をすべて入力することが困難であるからということ改善ができないというような答弁だったと私は記憶いたしておりますが、以前は市の職員とか、夜中だったら当直の方が防災無線を使って、何々地区の何々さん方というふうな言い方でされていたと思うんですね。かえってそちらの方が非常にわかりやすいんじゃないかなというふうに私は思うのでございます。というのは、以前、これ笑い話みたいな話ですけれども、北鹿島の中村地区で火事がありましたときに、中村公民館のそば何メートルというふうな言い方がされたときに、私の近所の方が中牟田公民館が火事だというに誤解をされまして、中牟田公民館に駆けつけられたという笑い話みたいな話がありました。こういうことがありましたので、これが以前のような通報のシステムに戻すことができないのかなということで、まず次に質問をいたします。

私も以前このことに関する一般質問の中で、通報のやり方としてケーブルテレビを使った通報ですとか、ミニFM放送での通報等で質問をいたしました。最近では、いわゆる携帯電話というのがかなり普及いたしてきまして、1人に大体1個ぐらい持っているというような状況が生まれてきておりますけれども、最近この携帯を使って一斉にメール配信をするというシステムがまた開発をされているというふうに聞いております。いわゆる何かがあったときに携帯のメールで知らせる、逆に携帯からあるところにアクセスをして情報を得るというふうなやり方もあると思いますけれども、そのようなことで、いわゆる防災無線だけではなくて、ほかのシステムを整備することで情報がどこかでとぎれるということがないというふうなシステムをつくっていくということが私は必要なのではないかなと考えておりますけれども、これについての御答弁をお願いいたします。

先ほど申しましたように、大字高津原で火災が2件発生いたしました。後で漏れ聞いた話ではございますが、いろんな火災のときに消火栓とか、消火水槽の設置場所、あと用水路の流水の方向等がわかりにくくて、放水まで若干時間がかかったということで初期消火に大変御苦労なされたというふうに聞いております。消防法による消火栓、消火水槽の設置についての取り扱い基準というのが昭和23年の法律だそうで大変古い法律ですけれども、その基準の中で家屋の密集状況を50戸から60戸程度に1カ所、家屋連檐する街区にあつては、管鋼の一辺が180メートル及び200メートルの隔たりを目安として設置するということになっておりました。私も今度初めて見ましたけれども、その第5条の中に消火栓の設置位置は道路の交差点や分岐点など、消防活動に便利な点を選ぶとともに、河川、溝、堀、池、沼などの消防

基準に定める距離を考慮し、これらに近接して定めないことというふうになっておりました。これらの間設置基準に照らしまして、鹿島市の消火栓及び消火水槽の配置がどのような状況になっているのか。また、その設置基準に下回るような地区があるのか、ないのかということをお尋ねいたしますとともに、また、現在初期消火に消火栓や消火水槽使われると思えますけれども、この消火栓、消火水槽の水量でどの程度の火災まで対応ができるものなのかということをお尋ねいたします。

また、同じく消火栓についてでございますけれども、市街地には消火栓が設置された、設置義務もあるということですが、いわゆる学校ですとか、大型商業施設、マンション等がございます。たまたま昨日の御神松のところ、西牟田ですけれども、火災時には実はその火災現場のすぐ近くに大型商業施設、マンション等がございました。火災時にこのマンション等が設置されている消火栓等をどのように使われたかというのは私もまだ聞いておりませんが、もし、このような既設の消火栓等を使っていきますともう少し違った対応の仕方もあるのではないかなというふうに思っておりますが、このような消火栓を使用する場合に果たしてこれを使用することができるのかということと、その使用した場合の水道料金の問題が発生してくると思えますけれども、この水道料金はだれが負担していくのかということをお尋ねいたします。

続きまして、消火栓以外の消火手段といたしまして河川や溝、堀、池、沼などの水利を使うことになっております。特に、大字高津原地区の平低地は主に中川及び横田堤からの取水によって逆川水利を流れていくという状況になっております。以前田畑が広く存在しておりましたときは重要な農業用水として、また消防水利として活用されておりました。今現在、特に西牟田地区でございますけれども、もう田畑が減少いたしましてごく一部にまだ残っておりますけれども、いわゆる農業水利としての活用の必要性が以前よりもだんだんと減少しております。以前は水路を堰板等を使って、水流を変えるということで水の分配が行われておりました。水流の方向を変えることは頻繁に行われていた。これはもう水が必要な時期と必要ない時期でそれぞれ変わるそうでございますけれども、最近の火災が発生しました状況を見ますと、いわゆるこのどこをとめればどう流れていくのかというようなことについての詳しい方が大変少なくなってこられたということをお聞きいたしております。当然、火災が発生した場合にそこに水を流すということに大変手間取るということも聞いておりますが、このような事態に対処するために、水路の状況、堰板の状況、また、水流の方向性についての調査と対応につきまして、これ行政だけではなくて市民の方たちと連携をすることによって、これに対処していくということが必要でございますけれども、これについてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、水の活用ということで堤のことで質問いたしますけれども、大字高津原には堤が3カ所ございます。平低地の火災時、現在例えば先日、西牟田で火災がございましたけれども、

このときも水が水路を通ってそこに届くまでに大体20分から30分かかるという状況だったそうでございます。これらの状況を少しでも改善するという。これは以前9月の一般質問で私は市道整備に絡んで質問をいたしましたけれども、これ水を早く流すということはその逆の被害発生にもつながりますから、なかなか難しい点でもあると思います。だけど、こういう緊急時に早く水を流すということも必要なんではないかなというふうに思いますけれども、これに対してどのような考えなのか次にお聞かせいただきたいと思います。

次に、実際災害が起きましたときに、この情報の伝達ですとか避難、誘導、援助、救助というのが当然必要になってまいります。このような事態に行政だけでの対応というのは十分ではないと予想されます。それに対処するためには行政機関と消防団、市民防災組織との連携というのが必要になってくると思いますが、そのようないわゆる連携についての話し合い等が行われているのかということについて質問いたします。

続きまして、鹿島市の産業活性化について質問いたします。

中心市街地活性化協議会の中で、中心市街地活性化のための提言書というのが私も先ほどいただきましたけれども、発表されました。この中に、いわゆるまちづくり三法に基づいて中心市街地の今後の方針について、この提言書を出すに当たりまして、とても熱心に御議論をしていただきましたことに対して心から感謝申し上げます。私も目を通させていただきましたけれども、その内容がいわゆるハード事業、ソフト事業について多岐にわたっております。このことすべてを実現していくということは現在の市の財政状況を考えますと困難なこともあるかと思われま。また、まちづくり三法で国がこれを認定するわけでございますけれども、この認定を受けるためにはほかの自治体も提出される、多分、今の現在の状況では全国で70から80カ所ぐらいの認定になるというふうなことをお聞きいたしておりますけれども、ほかの計画よりもすぐれたプランをつくらなければならないのではないかなというふうに思っております。今から市として基本計画をつくっていく上で、この提言書をどのように活用されていかれるのかということについてまずお尋ねをいたします。

また、今まで鹿島市の中心市街地の開発ということは今考えてみますと、これまでスカイロード及びさくら通りというものが整備されました。この提言書にもございますのは、いわゆる駅前開発ということが提言をされております。ところが、駅前開発、スカイロード、さくら通りというこの開発というのはすべて肥前鹿島駅が存在をするという前提のもとでの開発だったと私は思っております。もし、これがいわゆる並行在来線としての扱いになりまして、第三セクターになりまして、そこに走る列車の本数も減ってしまう、特急も1日上下10本だけという、しかもディーゼルが走るということになってきましたときに、果たしてこの駅前開発ということ自体が不必要になるんじゃないかなという気もいたします。

また、今まで投資をしてきましたスカイロード及びさくら通りの開発ということが何だったのかなということになってくるんじゃないかなと思うんです。そういう意味におきまして

も、私は長崎本線が現状のままで存続をしていくということが必要だと思います。ある方に言わせますと、市は県の言うことに従わなければ市が衰退するんじゃないかという方もいらっしゃるかもしれませんが、私は駅前開発、いわゆる商店街の開発も含めまして、鹿島駅が今のままで残っているということを前提にしないと、今後の開発にも取りかかることはできないんじゃないかということを思っております。

そういうことを前提にいたしまして、あと少し細かいことをお尋ねいたしますけれども、まず、駅前開発につきましてお尋ねいたしますが、先ほど申しましたように、国で認定されるのは多分70から80カ所ぐらいの認定、まちづくり三法においてですね、そうなると思います。そうなったときに、じゃあ今から何を提案していくのかなということが非常に大事なことになるんじゃないかなと思います。この報告書の中の駅前開発ということも提案されておりますけれども、大型空き店舗のすぎやさんの跡地を含めまして、鹿島の玄関口であります鹿島駅前の開発というのは、鹿島駅が残っているという前提のもとですが、大変重要なテーマになると思います。現在すぎやさんの跡地は競売にかけられておまして、6月の競売では残念ながら落札することはできませんでした。そのときの最低競売価格が106,000千円程度だったと思います。間もなく2回目の競売が開始されるという情報を聞いておりますけれども、例えば、ここをどのような形で買い取るのか。そして、この土地だけではなくて、駅前全体をどのような形で開発をしていくのかということ是非常に今から鹿島にとって重要なテーマになると思います。もしも、これを買い取ったといたしますと、土地の費用とあそこの解体費用を含めると約2億円程度の金がかかるんじゃないか。そのような投資をする余力が鹿島市にあるのかどうか私にはわかりませんが、ただ、もしこれを鹿島市として取り組みをしていくということであれば、市民の皆様の理解を得るためにも、それだけの投資に見合うだけの利益を生み出すと、しかも、それによって市税増収に結びつくと、計画の独自性、収益性、また、鹿島市の活性化に結びつくものでなければならぬと思いますが、このような私の考えについてどのような感想をお持ちになったか御答弁をお願いいたします。

続きまして、まちづくり会社について質問いたします。

改正中心市街地活性化法におきましては、中心市街地整備推進機構、商工会議所、まちづくり会社などがまちづくりの推進母体になるということになっております。そこには、市町村などの関係者も構成員となることができると、いわゆる三セクということになると思いますが、まちづくり会社を構成するには商工会議所だけではなく、民間企業や市民の出資も求められるものと解釈いたしておりますが、民間企業や市民の立場でこれに出資をするということになりますと、そこに求められますのはその計画が市の活性化につながり、また、利益を生むということではなければなかなか出資ができないのではないかなと思います。これは市であっても、商工会議所としても同じ条件だと思います。そこに必要なのは、この中心

市街地活性化協議会の報告というものを参考にいただきまして、真に夢があり、実現性と収益性がある計画を策定しなければならないと思います。そこで質問でございますが、今後市として基本計画を作成されることになっていると思いますけれども、その計画を作成されるときに、商工会議所及び、まだこれはできておりませんが、まちづくり会社ができたとしますと、それらがどのようなかかわりを持っていった一緒に話をしていくことになるのかなというのでございます。また、まちづくり会社は商工会議所ですか、商店街の連合会というのでございましたけれども、そういう組織で会社を設立しなければならないと思いますけれども、市としてどのようにそれを働きかけをなされるのかなと。また、まちづくり会社にどのような役割があると考えておられるのかなということについてお尋ねいたします。

最後に、産業間の連携についてでございますけれども、今後まちづくりの方向の一つとして産業間の連携ということを提言いたします。鹿島市内には千葉市もありますし、いろんな各地区に直売所等がございます。それぞれ大変にぎわっておりますが、そのお客さんは市内はもとより市外からの来客も多数ございます。消費者はなぜそこに行かれるかと言いますと、まず、その作物の新鮮さと、地元産ということに対する安心感を求めて行っておられると思います。県内でも、これは産直と違いますけれども、唐津にございます「おさかな村」というのもございますし、伊万里の「ふるさと村」、佐賀大和の道の駅などがございまして、それぞれ大変なにぎわいをしています。私たちも観光バス等に乗っていきますと、唐津の「おさかな村」とか、伊万里の「ふるさと村」とかいうところに必ず案内されるんですね。このような施設を中心市街地に設置してみたらどうかというふうな提言でございますけれども、中心市街地に設置していただいて、そこで鹿島の農水産物や加工品等を販売することで鹿島に訪れていただいております約270万人といわれる観光客の方をここに呼び込むことができないのかなと、そこに来ていただいたお客さんを中心市街地に流すということで、中心市街地の活性化にもつながっていくのではないかなというふうに思いますが、これについての御答弁をお願いいたします。

また、これは私事でございますが、先月沖縄県玉城村にありますある会社の農業研究所に行ってみました。この研究所では以前TBSテレビ系列で放映をされましたちょっと難しいですが、ハイドロゲルフィルムというものを使った農業の研究が行われているところでございました。ハイドロゲルフィルムといいますのは、簡単に言いますと紙おむつの中身の分ですね、いわゆる吸水性が非常に高い物質でございますけれども、そのフィルムに窒素、リン酸、カリ等を、いわゆる栄養分をここに入れますと、それを作物が吸収して成長するというので、実は無農薬の栽培農業がされております。この栽培方法で経費等をお尋ねいたしますと、温度管理が大事だそうでございますけれども、センサーとフィルムですね、いわゆるハイドロゲルフィルム等を入れますとハウス1棟で大体約2,000千円ぐらいの経費がかかるということですが、この試験場の方のお話でございますけれども、ここは高濃度トマト

を栽培されておりましたが、年3回収穫できまして1回の収穫が4,000千円、年間12,000千円の売り上げができるということがあるそうでございまして、この技術は屋内での栽培にも適しているということでございましたので、私もこのとき行って、ひょっとしたら中心市街地の空き店舗でもこういう栽培ができるのではないかなというふうにそのとき思って帰ってまいりましたが、提案といいますのは、そこでつくった無農薬の作物をその場で販売するというふうなこともおもしろいんじゃないかなということで、これ感想だけであとはよろしゅうございますけれども、お聞きいたしたいと思います。ということで、1回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（小池幸照君）**

北村総務課長。

**○総務課長（北村和博君）**

福井議員の御質問にお答えをいたします。

幾つか御質問がございましたけど、まず最初に防災行政無線の内容が聞き取りにくいと、改善はという御質問でございまして。

定期的ではございませんが区長さんに対しまして、ここ最近では平成16年の11月に実態調査を実施いたしまして状況を教えていただいております。要望がありましたら、年1回の保守点検の折に可能な範囲内で調整をしている状況であります。当面につきましては防災行政無線を増設するという計画はございませんが、区長さんからの随時の要望がございましたら、先ほど申し上げましたように年1回の定期点検の折に業者をお願いいたしまして調整できる範囲内のもは調整をしながら改善をしていきたいというふうに思っております。

二つ目が、今の防災行政無線のシステムを市の職員による通報に戻すことができないかという御質問でございまして。

職員によるお知らせをする場合も、鹿島市が消防本部から入手する火災情報につきましては防災行政無線で流れる情報と同じものになります。出動目標物を設定したことに伴います目標の建物、そこからの方向、そこからの距離、そして、建物火災とかその他火災の発生というようなことを我々が消防本部に電話をして入手しても、防災行政無線で流れる情報と同じような情報を入手することになります。

消防本部のシステムですけど、出動目標物を設定した伝達に変更となりましたが、目的は火災の発生や救急業務の出動要請があった場合に迅速に出動を行いまして、火災時、救急時の初期初動体制を図ることを目的といたしたものでございます。今のところは市の職員による通報につきましても考えておりません。

次に、ケーブルテレビやミニFM放送、携帯メールへの取り組みということでございます。

9月より鹿島市のケーブルテレビにおきましては、不審者情報、行方不明者情報と同様に火災情報としてテロップで放送をいただいております。また、9月の市報におきまして

もお知らせをいたしました。火災情報が聞き取りにくかった場合には杵藤消防本部の火災情報案内を御利用いただくようお願いをいたしておるところでございます。佐賀県におきましては、あんあんネットメール配信サービスを実施しておりまして、登録をしていただきますと佐賀県内の火災情報を得ることができるということになっております。

次に、鹿島市の消火栓の配置状況でございます。

消火栓につきましては360カ所、防火水槽につきましては139カ所となっております。基準を下回る地区はないかということでございますけど、農村部や山間部を除きまして市街地、準市街地につきましてはほぼ基準を満たしております。消火栓や防火水槽の水量でどの程度の火災に対応できるかという御質問でございます。消火栓につきましては、最低水道管の直径が75ミリ以上となっております。1分間当たり1トンの給水を40分以上できる能力を有するものが消火栓という定義づけがございます。また、設置する間隔でございますが、商業地や市街地などで違いますが、杵藤地区の消防本部の基準によりますと100メートルから140メートルの間に1カ所ということになっております。防火水槽につきましても常時貯水量が40トン以上であり、または取水可能水量が毎分1トン以上となっております。かつ連続して40分以上の給水能力を有しなければならないとなっております。消火時には随時この防火水槽等にも水の補給をしていくものでございます。

次の御質問でございます。学校や商業施設などの消火栓の利用についての御質問でございます。

学校のプールの水につきましては、付近の火災時には利用をいたしております。商業施設につきましては、開発行為の申請の際に防火水槽や施設消火栓を設置されているときには、近隣地域において火災が発生したときに使用の許可を得ている施設もございます。通常はお願いをすれば使用についてお許しをいただけるものと思っております。このことにつきましては、私どもも施設消火栓を設置している施設の調査を行いまして、できれば非常時の使用について協定書みたいな形で締結をお願いいたしまして、付近の火災時には使用させていただくことを御協議していきたいというふうに思っているところでございます。

その場合の水道料の料金の負担の問題でございます。鹿島市の水道事業給水条例の規定によりまして、消防または消防の演習に当たっての水道料は減免措置をとることになります。この場合は市長に届け出が必要ということでございます。

水路の状況や堰板の状況、水の流れの調査などで市民との連携の必要についてという御質問でございます。

水路の状況や水の流れる方向については、火災時の対応をとる場合には大変大事なことであるということの認識を持っております。このことにつきましては、水利権という課題等もあります。区長さん、生産者組合、行政、消防団などの関係者が集まって、現地の状況調査や話し合いを行いながら話し合いの場を持つ必要があるということで認識をいたしており

ます。この話し合いの結果をそれぞれの区、消防団で引き継いでいただければというふうに思っているところでございます。

水路の整備の御質問でございます。

水路の整備計画でございますが、市役所のそれぞれの関係課にお尋ねをいたしました、現在のところ水路の整備計画はございません。もし、水路の全面的な整備をするとした場合に、工事費につきましては1メートル当たり30千円から50千円程度かかるということでございまして、もし1キロメートルであれば30,000千円から50,000千円程度が必要となり、現在の財政状況では市の単独の事業といたしましてはなかなか厳しいということを考えております。もし、箇所箇所によっては原材料の支給によって改修可能などところもあるのではないかなというふうに思っているところでございます。

災害時の行政機関、消防団、市民との連携についての御質問でございます。

最近では、10月14日に七浦地区の方で区長会、消防の七浦分団、市の総務課の職員の合計28名で火災時とか、台風、水害時の対応、連携について協議がなされております。また、11月20日には鹿島地区の6地区の区長さんと、鹿島分団第一支部の消防団の役員、総務課職員が話し合いを持ちまして、消火栓や防火水槽の場所の再確認とか火災時の対応について話し合いを持っております。このことにつきましては、いろんな災害が想定されますので、今後とも地域住民、またそのほかの自主防災組織、ボランティア活動の皆さんたちと連携を強めていきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

福井議員の鹿島市の産業の活性化について、中心市街地活性化協議会のこと、あるいは駅前周辺再開発についてということで御質問であります、恐らくけさの佐賀新聞の投書のことに触れられたと思いますので、それに対する所感をということでございますから、それについてまず私の方からお答えをいたします。

まず、スカイロードとかさくら通りとか、あるいは鹿島市の中心市街地、これはすべてJR肥前鹿島駅があそこに起点があるということで、今までの歴史的経過をたどってみますと発展してきたものであります。これが基本です。きょうの投稿を私も見ましたら、これはもう一言で言いますと県の言い分の焼き直しですよ、新幹線ありきということであります。問題はぜひこれは皆さんわかっていたいただきたいと思いますが、長崎ルート本体の中身の問題なんですよ。これだけの巨額を投じてあれを建設して、そして、その効果がかけた費用以上にあるかどうか、ここなんですよ。これを何かもう問題点をスリップさせて、矮小化して、同意がどうのこうのとか、三セクがどうのとか、振興策をととか。それは本体の中身について私ども、あるいは県民全体が納得をした後派生してくる問題、ここをやっぱりちゃんと整理

をしておかないと「国が言いよっけん、県が言いよっけん、とにかくせじなど、なしうんと言わんか」と、そんな論法では私はいけないというふうに思います。

大体新幹線長崎ルートへの推進論者はその議論を絶対されません。この長崎ルートが本当にあれだけの巨額の投資をして、それ以上の効果があるかと、これについての議論には乗ってこられません。私は1カ月ぐらい前になりますが、青木議員があしたかあさって質問していただくということで、そのとき申し上げたのは「ここをやりましょう」と、「じゃあ、よかばい、それやろうだいえ」ということですから楽しみにしているわけではありますが、結局我々は昨年9月にわたって県との協議をしました。その9回の協議の結果、副知事さんは「だれが考えても、この長崎ルートは佐賀県にメリットはないですよ」と言われたわけですね。実は数日前の協議の再開のとき副知事さん来られました。あなたこういうふうに言われたじゃないですか、その後も何回も言っておられるでしょうと、ああそう言っていますよと、だれが考えてもそうでしょうもんと、だれが考えても佐賀県にとってメリットないものを何で我々はその犠牲にならなければいけないのかと、こういう議論がなされていないんですね。しかも、全国の整備新幹線とここは違うんです。「ひかり」も「のぞみ」も来ない、ほとんどが在来線利用ですよ。つまり、新幹線と言えた代物ではない。こういうもののためになせ我々が犠牲にならないかんのか、ここの本質論にめったに乗ってこられない。これをぜひ皆さんと今からやりましょう。そして、もしこの本質的な本体の部分がみんなが納得できるようなものであれば、そんなときこそ本気になって同意の問題とか、同意をする上では振興策ばまっともらわじなど、そっちの話に移行するわけですよ。我々は同意をしないという結論を今持っているわけです。

それで、この駅前の、先ほど冒頭に申し上げましたJR肥前鹿島駅があるから中心市街地がああいうふうに構成されていったという話をしました。ことしの春、ある長老が言われましたが、あそこにJR肥前鹿島駅、当時は国鉄ですたいね、鹿島駅ができる前はあそこ全部周りは田んぼやったと、それがやっぱり鉄道の通って、あそこに駅のできたけんがぎゃんかったもんねと。ということは、あそこが三セクになって、いわゆるいよいよ最悪の場合、これが廃線になった場合には今度方向としては、鹿島市の中心市街地の方向としては田んぼにまではならんにしろそっちの方に行くじゃないですか。このことを我々はやっぱり頭に十分置いとかにやいかんと思うんです。

それから、またきょうの投書の中に阿久根市の衰退は水産業が疲弊したから衰退したんだと、三セクになったからではないというふうなことを申されておりますが、私は阿久根市の市長さんにも何回もお会いしております。それで、確かに産業等の衰退、これは全国的なものでありますよ、どこでも。しかし、あの市長さんが言われるのは、三セクになった場合の予想をはるかに超える衰退を来していると。三セクにならなければここまでの大きな衰退はなかったと、こういうふうに言っておられるんですよ。三セクだからじゃないというこ

とじゃないんです、それに拍車をかけたということですね。鹿島市の場合もそうはならないという保証は何もない、むしろそうなる考えるのが極めて自然なことであります。

それから、福井議員も質問の中に言われましたように、きょうの投書の中にもありますが、県と市は親子やろうもんと、親が言うとは子は信じらんばらんやろうもん、そうなんですよ。2年前思い返してみてください、私と知事の間で我々が経営分離に同意をしない限り絶対知事は自分も国に対して同意をしないとかたい約束、これは県民にも公約として報道されましたね。市議会の皆さんもそれは全員御存じのはずです。私はその一昨年の2年前の12月、その日の直前まで親と子の関係ですよと、いかに隣の隣保班のおんちゃんが、つまり長崎県です、これが「うん」って言うてくうろって、あるいは本家の親父さんから知事に言われても、つまり本家というのは国ですよ。うちの知事さんは息子ば、子供ば大切にしてくれるはずと、我々との約束を最優先にしてくれるはず、ずっと言いよったでしょう、マスコミにも、皆さんにも、しかし、見事にこれは裏切られたじゃないですか。親と子の関係、私の方がそれは言っていたんです、非常に私は親に対する気持ち、複雑なものがありますし、本当に今いろんな面で約束をするとおっしゃっていただいているが、何かの理由があればこういうふうなことが起こると、現実には起こったわけですので、そういうことを含めて私は非常に心配をしているわけです。

以上のようなことで、この鹿島市の中心市街地あるいは駅前、こういうものについてはJR肥前鹿島駅が今のまま存続をしていくという前提のもとでスカイロードをし、さくら通りをし、そして次は順番的には駅前だと、これをこの場で申し上げておきます。ただ、いつ、どのような手法とするかは今詰めているところ、できればまちづくり三法、これが国に採択をいただければ、これでもって一気にやりたいと、こういうふうには思っているということでもあります。

**○議長（小池幸照君）**

福岡商工観光課長。

**○商工観光課長（福岡俊剛君）**

3番福井議員の鹿島市の産業の活性化の1番についてお答えを申し上げます。

中心市街地活性化協議会の報告書の活用についてでございますけれども、本年6月より商工会議所を中心として任意の鹿島市中心市街地活性化協議会、これはメンバーが31名でございます、商業者とかまちづくり団体、住民代表、病院、銀行ど多くの方が入っていらっしゃいますけれども、そういうことを組織し、10月にかけて10数回のまちづくりの協議が行われたところでございます。協議会を四つの分会、一つが人を集める仕掛けづくり、二つ目が都市環境の整備、三つ目が人が住みやすくなる仕掛けづくり、四つ目が駅前整備に分け、分会ごとにフリートークなどを行いながら意見の集約を行ったところでございます。意見の集約の後、10月20日に商工会議所において報告会が行われております。今後は市と商工会議

所で組織をいたします（仮称）基本計画策定推進室におきまして、提言書の中から事業の具現化や絞り込みなどの作業を行っているところでございます。

それから、三つ目のまちづくり会社についてでございますけれども、改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会の法定構成員として商業系の民間組織、これは商工会議所などがございます。それと、市街地整備系の民間組織、これはまちづくり会社等が該当をいたしますが、共同で組織することとなっており、そのほか参加できるものとして民間の事業者、これは商業者とか交通事業者等も入ります。それと地権者、地域住民、消費者団体、市町村などとしております。法定構成者の一つであるまちづくり会社については第三セクター方式の会社という規定がございますし、昨今第三セクターによる事業の破綻、また多額の出資金、破綻した場合の行政の責任等の問題があり、十分な検討が必要であると思っております。

それから、4番目の産業間の連携でございますけれども、市内には直売所や加工所が14カ所ございます。それぞれ活動を行っておられるところでございます。また、鹿島市や嬉野市、太良町におきましては、直売所や加工所など23カ所でのしかネットというグループを組織し、横の連携をとりながら活動を行っておられます。中心市街地に直売所を設置してはどうかとの案につきましては、直売所は中心市街地において、そういうふうな動きとか考え方があれば市としても協力をしていきたいと思っております。また、水耕栽培等の新しい農業技術につきましてはユニークな技術だと思っております。もし、創業等を考えておられる方があれば、これにつきましても応援等をしていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ありがとうございました。防災に関するところで、いわゆる通報システムというのがかなりいろんな形でもう整備をされているということをお聞きいたしまして安心いたしました。ただ、消火栓についてももう一回お尋ねしますけど、消火栓の数は十分だということですが、1トンというのは消防車何台分ぐらいに当たるということになりましょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えをいたしますけど、火災の発生時にはまず最初に、現場には消防署から常備消防の方から1.5トンの水を入れたタンク車が現場に到着をいたします。その水を使ってしまおうのが約3分ということになっておりまして、その間にはまたそのタンク車に消防署のポンプ車

から近くの付近の消火栓から水を補給しながら消火をしていくということで、タンク車が何台分かということはちょっと申しわけありませんけど、作業の順番を言いますと、そのような状況になるものでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

わかりました。ということは、基本的に常備消防1台分の消火ということでいいですか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

1台のタンク車から3カ所の放水が可能ということでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

はい、わかりました。先ほど第1回目のとき一つだけ言うのを忘れておりました、実は西牟田のいわゆる御神松地区の開発されたところですが、そこにマンションがありますけれども、その裏の方に排水のポンプ場が北公園にあります、それにつながるための調整するための池があるんですね。先日の西牟田の火災のときには水路の水等が足りないという状況があったそうですから、その水を使われたということなんです。ところが最初だれもそこに池といいますか、調整ですからね、その池があることをだれも知らなかったと、地元の人ほとんど知らなかったという状況でございました。そこにあるということはある方から聞いてすぐそこをあげようと思いましたけど、高いフェンスがあります。それ安全のために当然必要だと思いますけれども、フェンスがありましてかぎがかかっておりました、なかなかそのかぎが見つからなかったという状況があったということがあったそうでございます。これはもちろん消火のために水があるわけじゃないということはよくわかりますけれども、そういう火災時の緊急時には、やはりその水も貴重な消火のための用水になるということでございますけれども、ここの管理をされているところは多分環境下水道課だと思いますけど、それでよろしゅうございますか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの福井議員の③ポンプ場調整池の活用ということでの御質問だと思います。確かに、調整池ということであそこの開発のときにつくられておりました、その後鹿島市に帰属されて、私の方で沈砂池ということで施設としてあるということになります。これについて、

本来水をためる目的にはなっておりませんで、火災用に水をためておくというわけには考えられないと思います。ただ、そのたまっている水を火災に利用されるということについては協力できると思います。先ほどありましたように、かぎがかかっていてあけられなかったということなんですけれども、ここら辺については防災消防の担当部署とも話し合いをしていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ありがとうございました。

私も何度かそこを見にいきましたところ、実は大量にごみが浮いておりまして、多分下には砂がかなりたまっているんじゃないかなと、いわゆるその水をためる施設ではないにしても、いずれにしても水はあるわけですね。これがもし消火等に使うということであれば、そのごみなり、下に堆積している土砂なりを除いてやらんといけんのではないかなと思いますけれども、じゃあこれだれがそれをするのかなと。二、三年前に1回それをされたということをお聞きしていますけれども、このときは雇用対策か何かでされたというふうに私もお聞きしていますが、例えば、これを環境下水道課とするのか、地元の部落とするのかということについて、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの福井議員の質問にお答えをしたいと思います。

うちの方の環境下水道課所管の施設ということになりますので、うちの方で維持管理はしていくということになります。砂がたまっているということになりますと、うちの方で目的であります沈砂池ですから、2年に1回ぐらいのしゅんせつをしているというふうに聞いております。今年度しゅんせつについてはやれるというふうに考えておりますけれども、通常のごみ、これについては私の方で通常しなければいけない状況かもわかりませんが、全体的な用水路とか排水路の清掃関係については地元の協力もいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

それでは、次に用水路について質問いたしますけれども、先ほどの御答弁では1メートルで30千円から50千円の費用がかかる。30,000千円から50,000千円ぐらいの費用がかかるので

非常に難しい。ただ、現物供与は可能だということだったと思いますけれども、ぜひこれはやっていただきたいということをお願いいたします。そして、問題は用水路の管理の問題だと思います。用水路の管理が通常どういう形でされているかと、それぞれの部落によって違うそうですけれども、例えば中牟田区では、中牟田区が生産組合に要請をして水路の管理をお願いしておられるということをお聞きしていますし、これは西牟田でも同じような状況、高津原も多分同じだと思いますけれども。問題は、この生産組合がないところ、新町、大手東町、横田、城内というのはもう既に生産組合がないと思います。これからじゃあどうなっていくかといいますと、まだ農地残っていくところもあると思いますけれども、例えば西牟田区を見ましても、生産組合員さんの数自体が減少をしてきています。ということは、今までは農業用水として管理をされていた方たちがだんだんを減っていくという状況になってきています。では、将来的に見たときに、じゃあこの用水路の管理はだれがしていくのかなと、これは火事だけではなくて水害と火事とでは、やはりその流し方が当然違うわけです。火事的时候はある1カ所に集中して流さなきゃいけない、水害的时候は早く下流に流すような形でなければいけないという状況がそれぞれ違うわけですが、そのときに生産組合がない地区、あっても数が少なくなっていく地区、今から10年後、20年後を考えましたときに、いよいよそれを知っている人がだれもいないという状況が生まれたとしますと、ある意味でいったら大変な事態になってくるという気がします。このときに今のうちから行政と民間、消防団も含めてですけれども、そういう連携というのを早くつくっておかなければいけないんじゃないかなと、もう一つがその管理をだれが責任を持ってしていくのかという、この部分がないと将来少し不安ではないかなという気がいたしますが、これについてどう思われるか御質問いたします。

**○議長（小池幸照君）**

一ノ瀬農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（一ノ瀬健二君）**

生産組合のない部落の用水路の管理についてですけれども、水路の清掃なんかはその部落でやられているということでございます。それから、水の管理ですね、水量の調整は下流の生産組合でやっているということでございます。それで、農家が少なくなって生産組合の管理ができなくなってきているということでございますけれども、なかなか清掃についてはもう部落でしていただくということはできると思うんですけれども、この水の管理が長年の経験が要るということではなかなか部落ですといても、その水田の管理、水田に水を回さなければいけません、下流もそういうことになりますので、滞ったりしたらいけませんので、そういうところがありますので、これからそういうない部落が出てきた場合はどうするかということを考えていく時期には来ていると思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

はい、ありがとうございます。

実は今後を考えたとき、非常に難しい問題だと思うんですね。生産組合が今から先細りになっていくという状況多分生まれてくると思うんですね。そうなってきたときに、やはり我々市民、私たちも当然あそこの溝の掃除はするわけですが、問題はその堰板があるんですね、私たちのところも。それを上げたら、以前怒られよったですもんね。ところが、今その堰板すらないという状況が実はあつたりします。これは新町地区のある交差点のところですが、そこの地下に方向を変える場所があつたそうです、だれも私たち知りませんでしたけど。だから、そういう場所があるということ自体も知らない人が、近所の方でも知らないような状況が生まれてきていると思います。こういう状況をじゃあどうしていくかということ、結局各区長さんですとか、各消防団の皆さんとか、それからあとそこの近所の方とか、こういう方たちがまずどこにどういうふうな堰板があつて、どうすればどう流れるということ自体を知っておかなきゃいけない。だから、この研究自体もみんなでしなければいけないと思います。だから、その音頭を取っていただくのはやはり行政ではないかなと思います。ですから、そういうことの、先ほど大字高津原地区ではもう話をされる予定があるということでしたけれども、そういう水路の管理、非常に私も歩いてずっと回ってみましたけれども、水路自体が非常に複雑です。どこからどの水が来ているのかようわからんような状況になっています。しかも、今暗渠が多くなっていますから、その水がどこから来ているのかということすらも非常にわかりにくいという状況になっていますから、水路地図といひますか、水路の地図ですとか、水路の堰の位置ですとかということについて、こういうものをぜひ整理していただいた方がいいのではないかなと思いますけれども、こういうことをするお考えがあられるかどうかということで、防災についてはこれが最後といたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

昨年から大字高津原地区で火災が発生しておりまして、そのために今区長さんの方から私どもの方に御相談にお見えになるわけですが、私どもも区長さんからお話を承りまして実際現場の話を聞くと、大変今福井議員が言われたように、水路の流れが全くわからないという状況でございます。私どもが今考えておりますのは、まず関係者の方々、先ほど言いましたように区長さん、生産組合長さん、消防団の皆さん、そして、総務課が音頭を取ってまず関係者の方々にお集まりいただいて協議、また現場確認をしながら、先ほど言われましたように、水路の地図とか堰板がどこにあるのかと、そういうのを消防団も含め、また、地区の

皆さん方も検証をしていただいて、そして、そのことを後生に引き継いでいきたいというふうに考えておられて、まずは皆さんが一堂に会していただいてお話をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ぜひ取り組みをお願いいたしたいと思います。大字高津原の平低地というのは、いわゆる逆川というぐらい逆に流れるような川なものですから、私たちもどっちが上流でどっちが下流かということすらもようわからんという状況がありますから、ぜひそういう取り組みを早急をお願いいたしたいと思います。

次に、鹿島市の産業の活性化についてでございますけれども、先ほど市長からは駅前の開発についても言及がございました。私もぜひ、鹿島市の顔であります鹿島駅の周辺というのはやはり今からどのようにつくっていくのかということは、鹿島の将来にとって非常に大事なことだと思いますし、この鹿島駅自体がなくなったら、この駅前開発どころか中心市街地の活性化自体がもうなくなってしまうという状況も生まれてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ長崎本線は存続しなければいけませんし、鹿島駅も残らなければいけないというふうに私も思っております。

そういうまちづくりをしていくときに、大事なことは人が集まってくるまちづくりと申しますか、人がなぜ集まってくるかということを考えましたときに、これは以前の一般質問でも出しましたけれども、佐世保の四ヶ町、あのときは多分木曜日だったと思いますが行きまして、お祭りですかというぐらいに人がぞろぞろ歩いていますね。その四ヶ町の商店街の理事長さんにいろんなお話をお伺いいたしましたけれども、佐世保というのは地形的な特徴がありまして、こっちはもう山があって、こっちは海があって、非常に狭い地区であって、郊外に大型店が非常にできにくいということで、今大塔というところに一つだけ大型店がございます。今佐世保駅の海側の開発が進んでいまして、そこに大型商業施設をつくらうという話があるそうですけれども、そこを今商店街の方たちは必死になって反対運動をなさっているというふうにお聞きしました。

そのにぎわっている四ヶ町というのはなぜにぎわっているかなということを私なりにいろんなことを考えてみますと、まずあそこはもうアーケードがあるということもあります。それから、一つは商店街の皆さんがとにかく一年じゅう何らかのイベントをなさっている。しかも、商店街にある公園ですとか空き地を利用して、一般市民の方にそこを貸し出しして、一般市民の方たちがそこで自分たちなりにいろんなイベントをされているということもあります。もちろん、イベントだけしても人が来るわけでもないし、お金が落ちるわけでもございませぬけれども、もう一つおもしろいなと思ったのは、10年ほど前というのは佐世保

の商店街にも空き店舗の数がかなりあったそうです。これを埋める努力というのをどういうふうにされたかといいますと、これは商店街の方たちが主体になってされたそうですけれども、家賃が高かったんですね、鹿島も実は同じような状況です。家賃が高かったのを交渉して、とにかく下げてくださいと家主さんをお願いして、通常の半分ぐらいにしてもらって安くして、そこに新しく入ってもらおうと、いわゆる空き店舗対策という、鹿島でも以前やっていたのがありますけれども、それと同じようなことですが、これを民間でされたということですね。ですから、新規の出店者の皆さん方がどんどんふえてきて、今では空き店舗の数が逆に足らなくなったということをお聞きいたしました。

ですから、これは行政の取り組みということじゃなくて商店街自体で取り組みをなされたということですが、鹿島の空き店舗、これ中心市街地の72ヘクタールの中に空き店舗どれくらいあるかなというところで商工会議所で調査をされた数字がございしますが、約50戸程度あるということです。ただ、中心部にあるということじゃなくて、72ヘクタールですからかなり広いところに50戸ありますということらしいです。この50戸を何とか活用できないかなというこれは私なりに考えてみました。あるところで実際にやっていたところがありますけれども、その市ではいわゆる空き店舗だけではなく空き住宅も含めてですが、それを市が借りると、借りてそれをいわゆる市営住宅として貸し出す。だから、実際は家賃と家賃の差額を負担する。そういうことで、結局市が市営住宅をつくることなく市営住宅があるわけですからできると、低額の家賃補助でそれができるとそこが埋まったというこの前例があるそうです。

これは住宅でしたけれども、これを空き店舗というのは大概住居と併用型の店舗が多いですから、そこに住んでいただいてそこで商売もしていただくということができたら、かなり空き店舗も埋まってくるのではないかなというふうに私は思っておりますが、こういう考え方でいいのかどうかわかりませんが、こういうことに取り組みされるお考えがあられるかなと思っておりますが、いかがでございましょう。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の中心市街地の空き店舗を市が借り上げ、居住したい方や新しく商いを始める方に提供するというアイデアについてでございますけれども、これはやはり空き店舗に対する需要や採算、また市の財政状況との課題が十分にあると思っておりますので、これにつきましては十分な検討が必要ではないかと思っております。

今現在空き店舗対策につきましてでございますけれども、鹿島商工会議所の中におきまして鹿島市中心市街地空き店舗情報サイト夢空間というふうな情報サイトを開きまして、この中で鹿島市内の中心市街地でございますけれども、空き店舗情報を皆さんに流しているよう

な状況でございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

空き店舗対策ということで情報は流していらっしゃるというのはわかります。これはもう当然予算というのは絡んできますから、これに幾らつぎ込むということはなかなか答弁できないことだと思いますけれども、しかしそのある意味で言ったら、これを埋めるということで鹿島市の税収の増加にもつながっていきますし、活性化にもつながっていくんじゃないかなと思います。

次のことに行きますが、まちというのはイメージがすごく大事だと思うんですね。先月ですが、東京に私たまたま行きまして、そのとき築地に行ってきました。このとき昼食をするために寄りましたけれども、築地のイメージは何かといいますとやはり魚市場です。魚市場であそこに行ったら、新鮮で安くは余りありませんでしたが、多種類の魚介類を食べることができるというイメージがあります。私たちが寄ったお店も本当にすごい数のお客さんが入っていたということです。

それから、その次に秋葉原に参りまして、秋葉原もすごい数の人がおりました。このときもウイークデーだったんですがすごい数です。じゃあ秋葉原のイメージというのは何かというと、以前は電気街というイメージがありまして、ところが、今はもうIT産業の先端技術のまちだということと、最近はメードカフェなんていうのもできたという、そういう新しい風俗をつくり出すというようなまちだというふうに思います。

その後、静岡県富士宮というところに行きました。富士宮に行って、ある用事で行ったんですが、そこでタクシーに乗りますと、「お客さんどこからですか」、「九州から」といういろんな話をしていましたら、「昼食はぜひ富士宮で食べてください」と「なぜですか」と言ったら富士宮は関東でも非常に有名な焼きそばのまちです。私も全然知りませんでした。運転手さんが熱心に勧めていただきまして、私も弁当を買うとったもんですから食べませんでしたけど。というのは、運転手さんが一旅行者に言われるぐらいに自分のまちは、例えば築地であれば魚、秋葉原であれば電器店、富士宮であれば焼きそば、宇都宮はギョウザだそうなんですけれども、そういうイメージがあって実はそのイメージに向かって、東京であれば地方からたくさんの方が行かれます。富士宮というのは田舎ですけど、田舎へは都会の方が行かれます。だから、こういうイメージをどういうふうにつくり上げていくのかなということが次の鹿島市の戦略として非常に大事なことではないかなというふうに思います。

先ほど、産業間の連携ということで質問いたしましたけれども、やはり鹿島のイメージは何なのかなと、祐徳稲荷神社というのがありますし、鹿島のガタリンピックもあります。や

はり、鹿島は農水産物がとれるところ、新鮮な野菜と魚介類があると、そういうまちだと。これをいわゆる今でも千葉市なり何なりに観光客の方が来ていらっしゃるけれども、これを大々的にそこに集めるという仕掛け、そのためのイメージというのが必要だと思います。

もう一つ、中心市街地、中心商店街を中心に発酵研究会というのがあると以前お話いたしました。この発酵というのはいわゆる健康志向です。食べ物だけじゃなくて、実は薬品も発酵の技術からつくることができます。だから、こういうイメージ、非常に健康であるということですね。それから新鮮である、安全であるというイメージをつくることでお客さんに来ていただくという戦略が私は必要なんではないかなと思いますけれども、これ最後の質問になります。これについての御感想がありましたらお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

山本産業部長。

**○産業部長（山本克樹君）**

福井議員にお答えをいたします。

いろんな事例を交えて御提案をいただきました。報告書もいろんなアイデアが出ています。いずれも魅力的な内容と言ってもいいと思います。どういう内容でこの整備をしていくかということは、おっしゃったように、いかに集客が図れて、その商店街を回遊していただいて、そして、経済効果につながっていくと、そういうことがやっぱり基本というふうに考えられますので、ずっと今から整備をしていきますけど、やはり実のある整備計画を考えていかなければならないというふうに思っています。そのまちづくりというのは、やはりそこに住む人たちの熱意と情熱、これがまず基本と考えております。やはり情熱があれば、まちは必ず変わってくるというふうに私は認識をいたしております。今、福井議員からいろいろと御提案をいただきましたので、思い切った発想の転換といいますか、そういうことも必要でしょうし、当然ながら、我々行政もいろんな知恵を出し合いながら、皆さん方と一緒に取組んでいくということの基本にしていきたいというふうに考えております。

**○議長（小池幸照君）**

以上で3番議員の質問を終わります。

暫時休憩とします。

午後3時11分 休憩

午後3時22分 再開

**○副議長（吉田正明君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番徳村博紀君。

**○1番（徳村博紀君）**

1番議員の徳村でございます。ただいまより一般質問を行います。

今回は3点について質問をいたしますが、いずれも中学校に関する質問でございます。

午前中から午後にかけて寺山議員の質問の中と重複する点があるかと思いますが、最後までよろしく願いいたします。

それでは、まず第1点目の学校教育における学力低下について。各高校の定員割れによる学習競争力の低下。そして2番目に、いじめ問題、昨今の自殺の現状についての所見、これは教育長お願いいたします。そして二つ目、実態調査の有無。そして最後に、教育委員会設置選択制について。これについては、選択か義務づけかということは今議論がなされておりますが、この点について一、二点市長にお伺いをいたします。

まず第1点目の学校教育における学力低下でございますが、最近少子化も目立ってきておりまして、高校の入試の倍率が1.0倍を切っているという状況が続いております。これはすべての高校がそういうふうということではありませんが、鹿島における鹿島高校、これも進学校でございますが、ここもやはり1.0倍を切ったというときもございました。

こういった中で、教育委員会は県の教育委員会に1.0倍を切らないように要望したり、あるいは学業に対しての競争をもっと行っていかないと今の状況では学力がどんどん低下していくような気がいたします。この点について教育委員会では県に対してどのような働きかけをしていらっしゃるのか、そしてまた、中学校に対してはどのような指導を行っていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

そして、2点目のいじめ問題についてです。

最近のいじめによる自殺の現状について、なぜ自殺するのか、食いとめることはできるのか、これは非常に難しいことではありますが、全体的に見てどのような考えをお持ちなのか、御所見をお伺いいたします。

続きまして、3番目の教育委員会設置選択制についてお伺いいたします。

全国の市長の半数以上が市町村教育委員会の設置を義務づけじゃなく選択制にすべきだと考えていることが、16日、全国市長会の調査でわかりました。政府内では教育委員会の機能を強化したり設置義務を残して国の関与を強める意見も出ており、今後の議論に影響を与えそうであります。

調査は、高校必修科目の未履修問題やいじめの問題が浮上する前の9月から10月にかけて全部で802人の市長さんを対象に実施されております。748人、93.3%の回答があったということでございます。

市長は、教育委員会設置制について義務づけにするのか、また選択制にするのか、どちらの回答をされたのかお伺いをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

#### ○副議長（吉田正明君）

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

県立高校の問題かと思いますので、確かに議員申されるように、競争率という面では大変恵まれているといえますか、別の言い方をすればやや刺激薄の環境にあるということはもう否めないところであるというふうに思います。

特に中学校の場合、高校に進むことだけが進路選択ではないとしながらも、ほとんどが進学希望であるという実態もあります。しかも、距離的に近い例えば鹿島高校であるとか、鹿島実業高校であるとか、ここを選ぶことはもうごく自然なことでありますし、私としても中学校の方にもなるべくならという、そういう願いは持ちながら指導をしているところでもあります。

そして、高校の定員とか、学級編制の問題でございますけれども、これは御承知のとおり、県立でありますので、私どもの方に何もあっておりませんし、あくまでもすべて県教委の判断で行われております。

それから、いじめ問題について総括的な所見ということでお尋ねかと思いますが、このいじめによる自殺問題につきましては、もう私ならずとも、議員もそうですけれども、だれもがやはり厳しい現実として受けとめているし、憂慮をしているという状況かと思えます。

学校の内外を問わず、家庭においても、そして地域においても起こっているわけでありまして、社会全体としての取り組みといえますか、環境を整えることが絶対的に必要な時代背景に入っていると、時代背景にあるというふうに私は思います。

したがって、子供に限らず、大人であっても自殺に至るようなケースはもうあっているわけでありまして、どこかに任せたり、だれかに責任を転嫁することなく、まずはみずから律するという、そして、みずからができ得るアクションに勇気を持つというようなこと、こういったことがどうしても解決の糸口としては欠かせない部分であろうというふうに思いますし、それを地道に続けることがその予防策にもなっていくのではないかとこのように信じております。

以上でございます。

**○副議長（吉田正明君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

お答えいたします。

教育委員会設置選制について、このアンケートについては現行制度を維持すべきというふうに回答しております。

**○副議長（吉田正明君）**

1番徳村博紀君。

**○1番（徳村博紀君）**

先ほどの教育長の御答弁の中で、このようなことはほとんど県の教育委員会がされているということで、市の教育委員会ではこういったことは全く関与できないというか、そういったことを提言したりとか要望したりということはできないんですか。

○副議長（吉田正明君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

先ほど申しましたように、そういう制度になっておりますので、正式な場で、例えば私たちが出向いて云々という機会はありません。ただ、近隣の高校あたりとは幾らかそういうコンタクトもありますので、折を見てはそういう話も、またつないでいただくようなことも申し上げている点があります。

以上です。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

次に、最近、父兄さん、生徒からも、今回の私の質問というのは、これは父兄さんとか直接生徒に聞いた話がほとんどでございますから、多分私が質問している内容というのは、現実味があるものだというふうに私は確信を抱きながら質問をしているわけでございますが、今勉強よりも部活動を重視していると、特に部活動をやっていたらいいというような、ちょっと少し強引な先生がいらっしゃるということも聞きましたけれども、これは学力を向上させるという意味では、もちろん部活動というのも精神面を鍛えるとか、そういったものを子供たちに植えつけていくということは非常に大事なことだというふうに思いますが、やはり今全体的に見て学力が低下していると、そういう中において、学業にももっと専念すべきじゃないかと。要するに、部活動をし過ぎて疲れて帰ってきたら全く勉強していないという現状もあるということなんです。こういった指導をしている先生に対して、教育委員会としてはどのように考えられますか。

○副議長（吉田正明君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

部活動というのは、これちょっと整理をさせていただきますと、教育活動の一環であることは間違いありません。もう御承知のとおり、学級とか学年を離れて子供たちが、ここが特色があるんですが、自主的、自発的に活動を組織するという展開ですね。これが部活動であります。つまり子供たちみずからの意思で入部をする、そして、保護者がその意を受けてバックアップをしていくと、これが基本的なスタンスだというふうに思います。

当然そこに指導の先生というのは、これは必ずその学校の先生がならなくてははいけないと

ということではないですけれども、その学校の先生がなることが望ましいという表現になっておりますので、ほとんどそういう実態はあると思います。

部活動というのは、御存じのとおり、勤務時間外までどうしてもあることがありますね。したがって、その先生というのは非常に負担もあられると思います。もちろん土曜、日曜もそうだというふうに思います。やはり過度になることはもちろん望ましくないことでありますけれども、例えば、部の中で場合によっては保護者を交えた部活動のあり方等を理解し合うような場面であるとか、あるいは部活の内容等についても十分周知徹底を図るような機会をつくるとか、このようなことを地道に続けていくことも必要であろうというふうに思います。

特に、体育部関係はどうしても疲れますよね。これはもうどの子もそうだと思うんです。だから、小学校からずうっと社会体育等をやっている向きもあるわけですので、どうしても学習面との両立という面ではそれぞれが難しい課題を抱えているし、そこを乗り越えるところに子供の力が発揮されるというふうに私は思います。だから、バランスのとり方をこの部活動を通して体得していくと、こういう大切な時期にあるということも考えておかななくてはならないし、私は非常に貴重な経験にもなろうというふうに思っております。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど教育長がおっしゃられた部活動というのは、先生方は時間外でやっていらっしゃるということでしたので、1点ちょっと質問をしますけれども、先生方が時間外でされているときというのは、基本的に体罰があった場合はそれは体罰と見なすんですか、それとも体罰じゃないんですかね。これはちょっと余談な質問で済みませんが、先ほどの答弁から。

○副議長（吉田正明君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

勤務時間の内外を問わず、そういう縛りがありますので、そのようになろうかというふうに思います。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

これも高校に合格した生徒から聞きました。その子は高校入試で、試験が作文だけだったということでした。「作文の内容はどういう内容を書きましたか」と聞きました。そしたら、「高校に入って頑張ります」と。私はそれを聞いて、それから先はということ聞いたんですけれども、数えてみたら10か20ぐらいの文字なんですね。これで高校に合格し

たと。私は非常に、せっかく話してくれた子供には悪いと思ったんですけれども、こういう現状で高校に合格しているということが私は、何というんですかね、やっぱり学習の低下が非常に進んでいるんじゃないかというふうな気がしているところでございます。

少なくとも最低点数を設けるとか、そういったことも必要であると、そしてまた、先ほど教育長がおっしゃったように、高校というのは県の管轄ということでございますから、それ以上突っ込むことはできないのかもしれませんが、最初に言ったように、競争力とか、そういった最低レベル、ここまでは絶対やらないといけないというような目標というんですかね、そういったものをやはりきちんと子供たちが持てるような仕組みづくりをしていかないといけないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○副議長（吉田正明君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

これも県立高校の場合は入試のやり方、内容等につきましては、県教委で作成をされて示されるものでありますので、関知できない領域であります。

ただ、最近では、何と申しますか、県全体で同一の試験と申しますか、内容を統一するのではなくて、それぞれの高校の実態とか、あるいは校長等からの意見、意向を受けて、特に前期試験とか、あるいは推薦入試あたりでは各学校で異なる方式による選抜が行われているという事実はあります。

その際、作文だけで合否が判定されているかどうか、それこそわかりませんが、中学校側からすれば、必ず手ぶらで行くわけじゃないので、調査書等、いわゆる中学校で学んだこと、あるいは頑張ったこと等を書類として必ず提出をいたします。また、面接あたりも高校の方では課されることもありますし、私どもとしては総合的な判断で選抜がなされているものというふうに理解をしております。

とは言いながらも、今懸念をされるように、国語とか数学とか、テストそのものがないわけですので、なければやっぱり努力をしないのではないかと申しますが、これは人間の心理状態としてはそういう気持ちも起きてくるかというふうに思います。

しかし、義務教育段階の指導は、先ほども言いましたように、何も高校入試対策ではないわけですので、その子が高校に行こうと行くまいと、最終的には将来を生き抜く力、その素地をどうやってつけるか、そのうちの一つが学力でありますので、そのことの使命はこれまでも、またこれからも変わらないというふうに思っております。

**○副議長（吉田正明君）**

1 番徳村博紀君。

**○1 番（徳村博紀君）**

私は今思うんですけれども、勉強をしていて今の年になって損することはないなというふ

うに思います。今振り返りますと、やっぱりもっと勉強しておけばよかったなという気もいたします。学力向上というのは今てこ入れをしなければ、少子化が進み高校も大学も学力に関係なく全員が入学をしてしまうというような形になってしまうということを私は危惧をしておりますが、このようにならないように、ぜひ対策をきちんととっていただきたいというふうに思います。

そして、大きな2番目のいじめの問題についてですが、今の体制で地道にきちんと進んでいくということを言われましたので、とにかくそれが裏目に出ないようにきちんと監視をしながらやっていただきたいと思います。

そして、これも生徒から聞いた話です。生徒というか、生徒たちですね。そういう機会がありましたので、いろんな話をしていると、ここ最近の動きで一時的に生徒の出席を停止させるという話も緊急提言の中で議論されておりましたが、この中で文部科学省の大臣は、この件については慎重にという考えを示しておられました。私の個人的な意見としましては、一時的に出席停止をさせて、そして、その中でいじめ対策室のようなものをつくって、そこでいろいろな対処ができる組織づくりが必要だというふうに私は思います。ただ単に出席停止というだけじゃだめなんですね。子供たちのケアをその後にするということが、その先が大事だと私は思います。

いじめる方もいじめられる方も双方に問題があると言われますが、私の中ではどう考えてもいじめる方が悪いというふうに思います。ただ、一番難しいのは、いじめを100回やった生徒も1回やった生徒も同様に扱うのかと、あるいはどのレベルまでをいじめと判断するのかといったいじめた側の、加害者の定義づけというのが非常に難しくなってくるというふうに思います。

教育委員会としましては、いじめた生徒について一時的に出席を停止した方がいいという意見をどのようにとられておられますか。賛成意見か、それとも反対意見か、意見で結構です。お願いします。

**○副議長（吉田正明君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

ちょっとこれは白黒で言える問題ではないので、もともと高校には退学とか停学がありませんね。義務制にはありません。ただし、学校教育法の26条に、「他の児童・生徒の教育に妨げがあると認められるときは、その保護者に対して児童・生徒の出席停止を命ずることができる」と、これもう規定をされているんです。したがって、出席停止そのものは義務制にもあるんです。どうしてもという場合に、この問題がある生徒を一定期間学校の外に置いて登校を禁止するということができるようになっていくわけでありまして。

御指摘の今回の再生会議の提言だと思いますが、これはこのことに準拠したものであると

いうふうに想定できる場所でもありますけど、学校に来させた対応を含めて指導を継続すると、もちろんこのことが私も基本でありますし、そういう趣旨になっているというふうに思います。こういう方法がその子にとって効果が期待できるようであれば、やっぱり考えることでもあろうというふうに思います。しかし、現実的にはできるだけそういう措置はとらずに、通常の状態の中でやはり改善へ努力をしていくことが私どもに求められることでありましょうし、とりわけ慎重を期すべき問題というふうに考えております。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

出席を私はストレートに自分の考えを申し上げましたけれども、教育長の立場であれば、それは白黒というのは非常に難しいところだというふうに思いますので、それはそれとして受けとめておきます。

私がなぜこのような質問をしたかといいますと、この案件についてはこれからも全国的な議論に発展していく可能性が十分にあると思ったからです。教育長そのものが確固たる指針を持って接していかない限り市全体の教育体制がぐらつくと思います。これからもまだまだ教育の現場というのは厳しくなっていくと予想されますが、教育者、教育関係者の方々には大変であろうかと思いますが、気を引き締めて取り組んでいただきたいと思います。

次に、いじめの実態調査の有無のところ御質問をいたします。

いじめに対するアンケート調査を行ったことがありますか。これは西部中学校、東部中学校の学校単位での調査なのか、それとも、あるとしたら学校単位なのか、それともクラス単位なのか、そして、あと内容がわかれば、内容も簡単でよろしいですから、お願いいたします。

○副議長（吉田正明君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

徳村議員のアンケート調査の御質問にお答えをいたしたいと思います。

基本的にこのいじめの問題が大きな問題となりまして、定期的に各学校におきましては学級ごとにはこういった気になる行動、問題行動とか、そういったものについての会議を開きながら、教職員会議の中で問題を共有しながら子供たちへのアンケート調査なんかも実施しているということであったわけでございますけれども、従来そういうことでやっておったわけではありますが、この文部科学大臣にいじめの問題に対して自殺を予告する手紙が届いてから、全国的なちょっと大きな、またさらに大きな耳目を集めるという事態になりました。そういう中で佐賀県の教育委員会からは緊急の実態調査が行われております。11月24日付であります。

その中で、緊急調査は基本的には学校での対応のやり方あたりについての調査でありますけれども、それとあわせて、各学校では学校ごとに任意の様式によりまして個人面談、それからアンケート調査を行っているということでございます。ですから、各学校ごとでございまして、鹿島市の統一したアンケートを実施したということではございません。

ちょっと簡単に中身をというようなことでもございますけれども、これは西部中ではございますが、基本的には教育相談のアンケートというような形で設問がずうっと、「あなたは学校が楽しいですか」とか、「朝何となく学校に行きたくないと思ったことはありませんか」とか、そういった形での15項目あたりについて調査をしているというようなことでもあります。ですから、各学校ごとに必要な調査を行っているということでございます。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

アンケートの調査は、学校ごとというのは西部中学校と東部中学校は別々ということですか。

○副議長（吉田正明君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

アンケートの中身ですね、内容ともすべて学校ごとで違います。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

これは私ごとですが、調査内容がばらばらであれば、統計とか集計、そういったものしような気がいたしますけれども、アンケートの内容で一部だけお聞きをいたします。これは両方とも無記名、記名、どちらでされたのでしょうか。

○副議長（吉田正明君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

申しわけありません。各学校の方のすべてを私は持ち合わせておりませんが、西部中では、教育相談アンケートにつきましては、これは個々での学校の先生と1対1との教育相談に使う資料でございまして記名式だと思います。あと一般的な調査ものにつきましては、これは無記名になっております。それから、東部中学校の方も、これは記名式の調査になっておるところであります。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

そのアンケート調査によって、いじめの今の実態を把握できたと思われませんか。

○副議長（吉田正明君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

ちょっと流れを補足させていただきますと、全校一斉に同じ内容で実施する場合もありますし、学校独自で実施する場合もあります。特に小学校と中学校は違いますよね。違うこともありますし、あるいは学年とか学級での独自にやる場合もありますし、あるいは、先ほどの教育相談に必要だからということで学校の行事等に合わせてやる場合もありますし、それぞれの工夫で、それぞれのタイミングで把握を図っているというところでもあります。

ついでに申し上げますけど、紙の上の調査だけじゃなくて、やっぱり担任によっては学級通信で保護者からの御意見をいただいたり、あるいは子供たちと個人との何か日誌等のやりとりの中で直接の声を聞いたり、あるいは保健室あたりでそういうつぶやきをつかんだり、いろんな日常的にやっているというのが現状であろうかというふうに思っております。

要は、どんな形であっても子供たちの率直な声が届くように今後も実態把握に従事していかなくてはならないというふうに思っております。

これをもって調査で実態を全部把握できたかということなんですが、これも一つの方法ありますので、先ほど言ったようなことをトータル的に把握する方法としてとっておりますから、一つの方法としては把握できる手段になったろうというふうに思っております。

○副議長（吉田正明君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

これらを把握するのであれば、やはり中学校は中学校で東部中、西部中統一的な内容にしてアンケート調査は実施するべきじゃないかなというふうに思いますが、先ほどの教育長の御答弁で、実態を把握できたかということに対しましては、やはりすべては把握できないというふうにおっしゃいましたけれども、私は先日、先ほども申しましたように、数名の生徒に話を聞くことができましたので、このアンケート調査の実施状況がどういうふうだったのかということ、一例を挙げて御説明をいたします。

まず、アンケート用紙を先生が最初に配ると、その後にアンケートに記入が終わったら随時後ろの方から生徒がアンケート用紙を回収して回ると、生徒がそこで言ったのは、後ろから回収されるのであれば、その人に自分たちが書いた内容がすべてわかると、だれだれちゃんが何々をどういうことを書いたという内容まですべてわかってしまうと、だから、その生徒たちいわく、「こういうアンケートのとり方では本音を書く子はいないです」と。もちろん本人たちも「私たちもこのアンケートに関してはまともに書いていないですよ」と、「ほ

とんど書いていないんじゃないですか」と、だから、こういったアンケート調査をしても意味がないような気がするんですね。私はもうちょっときちんと厳格な体制をしいて、そして、内容が漏れないようにやるべきではないかなという気がいたします。

それで、その子たちが話しておった内容の中には、クラスに最低そういう予備軍というんですかね、いじめられている子も含めて少なくとも二、三人はいるということを言っておりました。非常に先生方も大変な中でやっていらっしゃると思いますが、子供たちの目線できちんとやってほしいというふうに思います。

このアンケート調査を実際行われましたけれども、私はこういうアンケート調査というのは全然有効的じゃないというふうな気がいたしましたが、どのようにお考えでしょうか。

**○副議長（吉田正明君）**

藤田教育次長。

**○教育次長（藤田洋一郎君）**

徳村議員のアンケート調査についての有効性というようなことでの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず、先ほど来ちょっと申し上げておりますように、各学校において一番適切な方法でこういうアンケートというのを行っているということでありまして、全国的に統一した一斉の調査ではないということでございます。

ですから、西部中学校では学期に1回は行うようなものであるし、東部中学校でも学期に1回行うようなものと、そういったものの中で今回少し枠を広げながら気になるものをもう少し広げてみようかというようなことでアンケートはされておるということでありまして、基本的に学校側の考えといたしましては、回収方法につきましては、折り曲げて回収をしたり、裏返しにして各自に提出させたりするなど、他の生徒にわからないように配慮して実施しているということをお聞きいたしておるところであります。

回収方法に一部議員言われているようなことがあったということでございますけれども、この調査とは別に両中学校とも、このアンケート以外にもっと詳しい個人面談を実施するための調査を行っております。そういう中で微妙な問題の実態把握ということには努めておるとことでございますので、今回のやり方については、これはこれで目的は達しているのかなという判断をいたしているところでございます。

**○副議長（吉田正明君）**

1番徳村博紀君。

**○1番（徳村博紀君）**

先ほどの御答弁で、個人面談を実施しながら実態を把握していくということで、それも一つのいい手段であろうというふうに思います。

ただ、私が申し上げたいのは、もう一度だれが書いたか完全にわからないようにして全体的なアンケート調査を再度行っていただきたいと。これはいじめられている子供たち、ある

いはその御家族の苦悩を考えれば、これはもうすぐにでも返事はしていただけるものと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（吉田正明君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

アンケートのやり直しはどうかというようなことでの御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますように、先ほど議員が御指摘のアンケートにつきましては、その一形態として実施をしているということでもあります。それ以外に基本的な個人面談の調査を行っているということもございますので、その中で基本的に微妙な問題、他人には知られたくないような問題につきましても、ある程度把握がその中でできているという判断をいたしておりますので、それで今回の調査については十分ではないかなと考えておるところであります。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

連日テレビ、新聞で報道されているように、事件があった中学校、ほとんどが中学生だと思えますけれども、その中学校、保護者の方も先生方もそうだったと思えますけれども、まさか自分の学校で起こるなんてというのが多分本音だったと思うんですね。だから、そういったことがこの鹿島市内でも起こらないとは言えないわけですから、ぜひ最善を尽くしていただきたいというふうに思います。

これからこれに対する対策をどのように考えていられるのか、お伺いします。

○副議長（吉田正明君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

まず、先ほど調査の仕方等で問題があったのではないかということですので、この辺についてはより慎重を期すように指導をしていきたいと思いますが、情報収集の手法としてはそれだけではないので、先ほど言いましたように、やはり直接の対話とか、日常の観察等を通してより正しい掌握に努めたいと、この辺も当然手段の一つになっていくだろうと思います。こういうところをやっぱり地道に続けていくことが一つの対策にもなるかというふうに思います。

そして、やはりアンケートをとったわけですので、これをやっぱりきちんと生かすということになるかというふうに思います。

仮に事実として確かめられた場合、これまたさあというわけにはいかないわけですね。個々人がよいのか、あるいは学級とか部活動等の集団がいいのか、あるいはもっとオープンにしたり、あるいは保護者に十分協力をいただくようなことが必要ではないかとか、いろん

なケース・バイ・ケースがあろうと思いますので、その生かし方についてはより適切な手順等を考慮していきたいというふうに思っております。

以上のようなことを今後ともしっかり積み重ねていきたいというふうに考えております。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

この点についても、市独自の対策を考えることができると思いますので、よろしく願いしておきます。

最後の3番目の教育委員会の設置という部分でございますが、先ほど市長は、現行維持ということで御答弁をいただいたと思いますが、その結果に至った考えをお伺いいたします。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私はもともと教育委員会は市長部局から独立をしておくべきだと、この考えのもとに市政全般を預かってきました。市長部局からの独立ということは政治的中立性の確保、教育分野においてはですね。これが原点にあるべきだというふうな考えのもとにそういうことをやってきたわけであります。

鹿島は歴史的にも文教のまちであります。特に、教育には歴史的にも力を入れてきたという背景があります。総合計画の中でも福祉や産業など同様に五つの柱のうちの一つとして重点的に、また専門的な視点で推進をすると、それを実施していくことが必要であるということ、この専門的な視点で推進をするということであります。

それから、この学校教育及び社会教育における状況把握や指導助言などの質の高い教育サービスの提供や対応のためにより専門性を有する者に責任を持って運営をしていただく必要があると、こういうふうに考えます。

例えば、苦情とか相談など等があった場合に、ほとんどが緊急性を求められるわけですね。その場合に迅速に対応する必要があります。直接的機能を有する教育委員会という部署が必要であるというふうに思います。

以上のような観点から、現状のままで教育委員会制度を堅持していくべきというふうに回答をいたしました。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

ありがとうございました。

最後に、武雄市長が先日新聞に載っておられました。これはみずからいじめに対して学校

を訪問されたり意見を聞いたりされておられますが、市長は今後そのような取り組みをされるのかどうか、お伺いします。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私は、先ほども申しましたように、基本的には学校現場のことは市教育委員会と報告、連絡、相談等を密にとりながら、教育委員会に任せるというスタンスでやってまいったということをお申し上げました。

ただ、学校現場のことは市教育委員会に任せると言いながらも、子供たちというのは鹿島市の子供ですから、例えば、学校の、あるいは教育委員会の子供のみならず鹿島市の子供ですから、市として、市長として、あるいは鹿島市の行政のトップとしてこの問題に対してどういったかかわりをしていくかということですが、もう少し申しますと、まず、先ほど質問がありましたように、いじめ対策として四つの視点が大切であるというふうに言われております。一つ目が発見の機能ですね、二つ目がケアの機能、三つ目がいじめを生まない環境、四つ目が子供の心をはぐくむ活動であります。この四つの視点から地域として、あるいは市としてのかかわりを持っておく必要はあるというふうに思っております。

例えば、いじめ問題の解決のためには、家庭や学校や地域社会が連携をして、地域ぐるみでの取り組みが重要であります。これまでどおり市長としていじめを許さない、あるいはいじめ問題の解決の一助となる団体の活動や地域での活動を積極的に応援、支援をしていくべきだというふうに考えております。

また、年に何回というふうに決めているわけではありませんが、小学校によっては毎年教育講話を行っておりますが、機会あるごとに学校現場へ出向きまして子供たちにもいろんな話、いじめ問題を含めて、こういうことをしてはいかんと、そういう話も含めまして子供たちに接していきたいというふうに思います。

市長として子供たちが安全に気持ちよく学習できる環境づくりを進めなければいけないというふうに思います。

今のところ、いじめというのが顕著に露呈してきておりませんので、まずは原則どおり市教育委員会の方で対応していただくということを堅持しながらも、何かやっぱり市長みずから出ていっていろいろやらなければならない必要が生じた場合は、私自身が出向きましていろいろなそういうことに対処していく、そういう気持ちはございます。

○副議長（吉田正明君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

ありがとうございました。いじめとか自殺という問題は最近特にテレビ、新聞、各メデイ

アにおいて取り上げられております。少し過熱気味で、敏感になり過ぎている部分もあるかと思いますが、表に出てきた部分はほんの一部分にしかすぎないと思っております。表に出てきていない予備軍と言われる生徒たちをいち早くケアできる体制づくりをしていただきたいと思っております。そして、この問題は学校側だけの問題ではなく、家庭の内部に問題があるケースも非常に多いと言われております。

こういう中で、先ほど市長がおっしゃったように、学校だけを問題視するのは、これはもうやむを得ない部分もあるかもしれませんが、隣近所、あるいは民生委員の方々、社会に携わっているすべての方との横のつながりが大切だというふうに思います。こういった社会的な組織づくりを徹底していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

**○副議長（吉田正明君）**

答弁いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

以上で1番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明6日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時13分 散会